

経済産業委員会議録 第四号

平成十四年三月十九日(火曜日)
午前九時開議

出席委員
委員長 谷畑 孝君

理事 竹本 達也君
理事 鈴木 康友君
理事 河上 真雄君
理事 大村 秀章君
理事 阪上 善秀君
理事 新藤 義孝君
理事 林 増原
理事 茂木 敏充君
理事 山本 明彦君
理事 川端 達夫君
理事 後藤 茂之君
理事 松原 敏雅君
理事 増原 義剛君
理事 田中 慶秋君
理事 小此木 八郎君
理事 伊藤 信太郎君
理事 大村 義秀君
理事 阪上 義孝君
理事 新藤 義孝君
理事 林 增原
理事 茂木 敏充君
理事 山本 明彦君
理事 川端 達夫君
理事 後藤 茂之君
理事 松原 敏雅君
理事 増原 義剛君
理事 田中 慶秋君
理事 小此木 八郎君
理事 成彬君
理事 博久君

委員の異動
三月十九日
辞任
新藤 義孝君
大島 令子君
原 郁夫君
陽子君
松本 龍君
新藤 義孝君
山花 郁夫君
原 郁夫君
大島 令子君
小此木 八郎君
新藤 義孝君
山花 郁夫君
原 郁夫君
大島 令子君

補欠選任
新藤 義孝君
山花 郁夫君
原 郁夫君
大島 令子君

補欠選任
新藤 義孝君
山花 郁夫君
原 郁夫君
大島 令子君

○谷畑委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○谷畑委員長 これより質疑に入ります。

○鈴木(康)委員 鈴木康友でございます。どうぞ
よろしくお願い申し上げます。

○鈴木(康)委員 鈴木康友でございます。どうぞ
まず初めに、今回の法案の改正についての経緯
をお伺いしたいと思います。

昭和三十七年にこの法律が改正をされて以来の
改正となるわけでありますけれども、今回、こう
した改正が行われることに至った経緯あるいは要
因をお聞かせいただきたいと思います。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。
競輪、オートレースは、刑法の賭博罪、富くじ
罪の特例として法律に基づいて実施されているも
のであります。これらは売り上げを通じまして、
全国的な社会還元と地方財政の健全化に寄与して
きたところであります。

しかしながら、近年、長引く景気の低迷等によ
りまして、競輪、オートレースの売上高は御承知
のように大幅に減少いたしまして、施行者、地方
自治体でござりますけれども、事業収支も非常に
悪化をしてきているわけであります。

そういう意味で、今回の法改正といふのは、競
輪、オートレースの事業が今後とも社会還元及び
地方財政健全化に貢献をしていくために、抜本的
な構造改革を進めていくに当たりまして、これを
強力に後押しをする環境整備を目指している、こ
ういうことでございます。

○鈴木(康)委員 私が把握している中でいきます
と、競輪あるいはオートレースを開催している自
治体の經營基盤が今大変に揺らぎ始めている、大
変厳しくなっているということが改正の大きな要因
にあると私は思います。

特に、直接の契機となつたのは、所沢市の、競
輪を主催しているわけですから、交付金の一
部を支払いできなくなつたというようなことか
ら、全国の自治体がそれを支持するよういろいろ
な動きがあり、経済産業省にも強い要望が來
た。そうした意味で、自治体の經營改善を含めて、
その辺の環境整備をしていく必要があるというこ
とで改正ということになつてきたというふうに
理解をしています。

この間にも何度も何度かこの法律の改正についての意
見がありました。例えば、昭和五十四年六月には、
吉国一郎氏を座長とする公営競技問題懇談会が總
務長官あてに出した意見書の中に、この法律が
「制定以来改訂されたことがない」ので、各競技の
売上金額の増加状況等を考慮して改訂を図るこ
と。その際、施行者収益の改善に資する方向で交
付金の比率を調整することについても検討するこ
と。」あるいは「施行者収益の悪化を防ぐ見地から
は交付金の比率を収益に対する割合として定め
る」つまり収益金の中から交付金を出すべきだ
という考え方もあるのではないかというような
意見も出されているわけですから、今回の改
正に非常に近い意見であります。こうしたこと
が既に二十年以上も前に提言をされているにもか
かわらず検討をされた形跡もないということにつ
いて疑問を感じるわけですが、その点いかがでし
ょうか。

○平沼国務大臣 確かに、昨今、委員御指摘のよ
うに、私のところでも地方自治体の議会の皆様方
やあるいは首長の方々が来られまして、大変厳

しい状況を訴えられました。

御質問の、昭和五十四年に報告書が出た後、せつからそういう答申が出ていたのになぜ今までか、こういう御指摘でございますけれども、二十一年以上前の五十四年の報告の後、景気というものが非常に順調に拡大をしました。そしてさらに平成三年過ぎまでは競輪、オートレースの売り上げというものは非常に順調に伸びてきておりました。施行者にとても非常に高い収益が得られていたため、制度について総じて見れば大きな問題とはならなかつた、こういう背景がございます。

しかし、その後、先ほど申し上げたように、長引く景気の低迷等によりまして売上高が大幅に減少をして、地方自治体の事業収支というのも大変な厳しい中で、交付金の負担感の増大でございますとか、赤字施行者への対策や事業経営の民間活力の導入による活性化の必要性など、種々の課題が改めてクローズアップされました。

こうした現状を踏まえまして、審議会等の広範な議論を踏まえまして、今回のこういった制度改正をしなきゃいけない、こういう形でお願いをしている、そういう経緯がございます。

○鈴木(康)委員 確かに、ずっと景気がよかつた、経済も右肩上がりの中で、公営ギャンブルを取り巻く環境もそんなに悪くなかったわけであります。ただ、制度的な問題点というものをこうして指摘されているけれども、とりあえず経営が順調であるからいいじゃないかということで、実は、問題が起こらないとなかなかこういう制度改正が行われないといいういつものパターンがあります。この後同僚の議員から、交付金制度の問題あるいは公営ギャンブル自体が持つ問題等々御質問があると思いますけれども、どうもこうした、おしりに火がつかないとなかなか制度改正に至らないという点については問題であることを指摘させていただきたいと思います。

思います。

全国競輪施行者協議会が出た日本自転車振興会に対する交付金制度の改善についての要望書の中に、いわゆる一号交付金というものについて、昭和三十二年にこの交付金制度がつくられたとき、実態に合わせて売上金額の区分を変えるような数字の提示がなされているわけですから、その要望書と、今回改正案として出された売り上げ区分の変更の数字が随分と違うわけであります。

今回の改正に伴う売り上げ区分はどうしてそういう数字になったかということの根拠、また、売り上げ区分は変更されるわけですから、それに対する交付率、これは当時のまま、スライドして数字が変えられないわけですが、なぜそれが変わらなかつたのか、そして、その数字の持つ意味、根拠でありますね、その点についてお伺いをいたします。

○岡本政府参考人 お答え申し上げます。

今回の改正に際しまして、施行者から振興会に納める交付金の交付率を定めた別表の第一、別表の第二を改正するということで提案させていただいているわけですが、私ども、基本的に、この間の消費者物価指数の上昇を基本として見直しを行い、その結果として施行者の負担軽減を図ることにさせていただいた次第でございます。

全輪協のおっしゃっている、この間の売り上げ増を考慮して別表見直しという考え方もあるかと思うんですが、売り上げが増加することによってむしろ負担能力というのは高まつてくるということもあろうかと思いますので、私ども、それよりは、むしろこの間の物価上昇率を勘案して別表の刻みを見直すということにさせていただいた次第でございます。

この結果、実際に当てはめると、一号交付金で約半数のものはより低い交付金率の適用区分ということになつていくのではないかと考えておりまして、一号、二号合わせまして三・四%の交付

金の負担割合というものが約3%に引き下げられしていくものと考えております。

それから、今の交付金率を定めました考え方として、一号交付金について、制度発足当初は、売り上げの原則4%、その三分の一を機械振興のため充ててることで、割り算しますと一・三%というものが出てまいりまして、それの左右にゼロから最高一・七というそこまでの率を別表で定めるということにいたしたものでございます。

また、二号につきましては、一号に比べて売り上げの大きい施行者により多く社会還元のための負担をしていただくという観点から、最高の売り上げ区分も、一号よりも高い三億以上という区分を設けてより高い交付金率を適用するということに現在の交付金率の考え方というものは背景にあるわけでございますが、私ども、そのことをいじることよりは、むしろ物価上昇率を勘案して負担軽減を図ることで今回の提案をさせていただいた次第でございます。

○鈴木(康)委員 今の御答弁でございますけれども、交付率に関しては、ある意味で、そう固執をするような大きな理由が見当たらないと私は思っています。そうしますと、今回は、各レースを主催している自治体が大変に厳しい状況にあるわけですから、売り上げ区分以外にも、交付率もフレキシブルに見直すということがあつてもしかるべきだと私は思うわけではありますけれども、何でこれが見直されなかつたのかということについて再度御質問したいと思います。

○岡本政府参考人 先生御案内のように、この交

付金は、機械振興あるいは公益振興のための、社会還元のための財源を賄うということで定められていたものでございまして、その負担の総額といふものを社会還元との関係でどう考えるかといふところが一つあろうかと思います。

委員御指摘のよう、経済産業省で試算をさせていただきますと、競輪は四十五億円、そしてオートレースは七億円でございます。五十場ございまして、七十三施行者、あるいはオートレースは八施行者でありますので、一施行者、自治体当たりの負担軽減額というものは委員御指摘のとおりでございます。

それから、今回、施行者の方々の負担軽減といふことに関しましては、今回御提案申し上げている改正案の中において、この別表改正に加えまして、赤字施行者についての交付金の猶予であります。

すとか、あるいは減免というかつてない制度を導入するということに踏み込んでおりまして、そういったこともあわせ御勘案いただいて、この交付金負担の軽減という今回の改正案の趣旨を御理解賜りたいと存じます。

これは経済産業省が試算をされたものだと思ひたことについてまだ納得はできませんが、十二年度の売り上げを基準に計算をしたもののがござります。

それによると、競輪では、施行者の負担が全体で四十五億円、一号、二号合わせてですけれども、削減されるということになります。これを平成十二年度の事業者数七十三で割ると、一事業者当たり大体六千万強になります。あるいはオートレスの場合、七億円の削減になるわけですが、それを八事業者で割ると八千七百五十万になるわけになります。

一施行者当たり、競輪の場合六千万強、そしてオートレースの場合は八千七百五十万であります。決して小さい数字というわけではありませんが、これで果たして救済として十分なのかどうか、その点について、私は少し物足りないような気がするわけですが、いかがでしょうか。

○古屋副大臣 お答えをさせていただきます。

委員御指摘のよう、経済産業省で試算をさせていただきますと、競輪は四十五億円、そしてオートレースは七億円でございます。五十場ございまして、七十三施行者、あるいはオートレースは八施行者でありますので、一施行者、自治体当たりの負担軽減額というものは委員御指摘のとおりでございます。

しかし、この負担軽減のための策として、今岡本局長からも答弁がございましたが、売上額の区分変更をいたしました。これの効果で、特に開催規模が小さなレース場を主催しているところ、こ

そういうところについてはより大きな負担軽減効果が出るという仕組みに実はなっておりまして、そういうたら売り上げの少ない施行者は、交付金の負担額が大体二割から三割軽減されるということも実は見込まれているわけであります。

また一方では、赤字施行者に対しましては、交付金の支払い猶予を新たに設けるという制度を創設いたしております。これは最長三年間というこ

たたいかと思っておりません。
以上申し上げましたように、中小の施行者にとりましてはかなり効果があるものと私は期待を

いたしております。
○鈴木(康)委員 今の状況を考えれば、少しでも負担軽減をされた方がいいわけありますから、これはぜひもう少し、私はむしろ自治体の負担を下げる方向でいくてほしいと思うわけですが、ちよつとその点について別の観点からお伺いしたいと思います。

最近の売り上げの減少を見ますと、実は極めて深刻な状況にあるわけです。例えば競輪では、平成九年が約一兆五千四百億、平成十年が約一兆四千五百億、平成十一年が一兆三千六百億、平成十二年が一兆二千四百億といつたぐあいに、大体毎年一千億ずつぐらいうり上げが落ち込んできているわけです。施行者の方も九年から十二年にかけて九つ減ったということもありますけれども、ざくつと考えてみても、一施設当たり大体年間十四、五億円売り上げが落ちていてる勘定になるわけですね。

一方、オートの方も、平成九年が二千四百六十六億、平成十年が二千三百三十億、平成十一年が二千六億、平成十二年が一千八百五十七億といったふうに、大体毎年百億円以上売り上げが落ち込んでいる。こちらも、一施行者当たりに直して見ていきますと、一二、三億売り上げが落ちているわけですね。

と八千万強という削減の効果があるということではあります。が、毎年これだけ今売り上げが落ちていっている現実を考えますと、とても今回の措置

上げといふこともやつていかなければならぬわけ
であります。

〇岡本政府参考人 売業構造審議会の競輪小委員
で、急場はしのげるかもしねないけれども、抜本的な対策になるというふうに思えないわけです
が、その点についていかがでしょうか。

会の報告にもござりますように、競輪事業の収支の改善ということにつきましては、この交付金負担の軽減というのも一つの大きな要素でござりますが、それ以上に大事な取り組みとしては、この

間、売り上げが四割弱減少している中につつて経費の方が減るどころかむしろふえているという、

やはりその経費の構造にメスを入れた取り組みと
いうのもどうしても大事だと思います。
それから、もう一度競輪場に来るお客さんの数
をふやす、あるいは車券を買つていただく方々に
とつて魅力を高めていく、そういう方向での取
り組みというのもあわせて大事かというふうに報
告書で指摘されているわけでございます。

私ども、今回の御提案申し上げております別表改正あるいは猶予・減免の制度というものは、むろ施行者を初めてする競輪に関係する事業者の

方々、選手を含めて、もう一度収支の思い切った改善のための一連の取り組みをしていただく、それに向けての一つの大きな国としてのインセンティブ、メッセージとして今回のものを御提案申し上げている次第でございますので、そういった経費の方の改善に向けての一連の構造改革というものとあわせて今回の改正案というものの評価をしていただけたらというふうに期待申し上げるものでございます。

かに、単に交付金を削減するだけではなくて、よく指摘があるように、自治体がやっているこうした公営ギャンブルの経営自体がかなりずさんであるということも一方ではあります。そうした意味で当然経営努力をしていかなきゃいけない、あるいは、競輪あるいはオートレース自体の人気の底

ますとか地方財政の健全化への寄与という本来の役割を果たしていただくためには、私ども、やはり売り上げを基本にした交付金の算定ということ

がより望ましいのではないかとうふに考えて
いるものでござります。

二号交付金の方は、後からこれは加えられたものであります。その制定の歴史的な経緯等を見ますと、当時、競輪廃止論、あるいはギャンブルに対する風当たりがかなり強かつて、こうしたものが

を抑えるためにいわば免罪符的にこれがつくれ、そしてこれまで継続をしてきたと思うわけで

すが、そういう意味では、もうそろそろそういう使命は終えているんじゃないかな。あるいは、これは自治体からの廃止の要望も強い。あるいは、そういう公益に資する事業であれば、むしろ自治体に任せてくれという要望もあるわけであります。が、そうした方向での改正ということについてはお考えではないでしょうか。

○古屋副大臣 お答えをさせていただきたいと思
います。

に昭和三十七年から行っておりまして、もう既に四十年近い期間を経ております。その役割を終えているのではないかという指摘でございますけれども、私どもはむしろ逆に考えておりまして、やはりこれだけ定着をしてきております。また、二号交付金の公益増進補助事業というのは、福祉だとか医療だとか災害復旧・援護、NPO等々への支援を含めて全国的に幅広くやっております。

一方、競輪あるいはオートレースの施行者は七十三団体あるいは八団体でございますので、もし仮にそういう自治体に直接ということになりますと、全国的な規模で均質にそいつた支援を幅広く行つていくことがなかなかできないと思いまして、むしろ我々としては、そいつた地方公共団体が必ずしも行き届かない分野というものを中心としてきめ細かいサービスを行つていく、

平成十四年三月十九日

このためには、この補助金、補助事業 자체の効果というものは極めて高いものがあるというふうに思つております。

また一方では、今後取り組もうといたしておりますいわゆる専用場外車券売り場の展開であるとかあるいは電話投票の拡大等、從来以上に社会的な理解を高めるということが必要となってくるわけありますし、こういった観点からも、交付金による社会還元を通じまして広く社会から事業に対する支持を得ていくという意義は大きいと思つておりますして、今後ともこの制度は維持していくたいと思っております。

○鈴木(康)委員 今副大臣から場外車券場のお話を出ましたけれども、今度は少しオートレースに限つて御質問をしたいと思います。

私の地元の浜松にもオートレースがございました。その関係者の方からお話を伺いますと、オートレースはオートレースで競輪と違った特殊事情がある。それは何が一番競輪と違うかというと、施行自治体が極めて少ないということですね。先ほども数字がありました、競輪は今七十三であります、オートレースは今八施行者ですね。オートレースは六ありますけれども、そうした中で、全体として売り上げを上げていくための施策が非常にとりにくいという事情が実はございます。

例えば、今申しました場外車券場でも、競輪のようにたくさんある施設者があれば、場外車券場といふものをつくつていて、そして売り場のすそ野を広げていくことによつて売り上げをふやしていくことも可能になつてくるわけですが、オートレースの場合、そうした抜本的な売り上げ向上対策もとりにくいといふ事情があるということを伺いまして、例えは、今回、ある意味で競輪もオートも同じような対処になつてゐるわけですが、リットを受けにくいくらいの事情があることを思つてあります。そういう意味で、競輪に比べてかなり規模のメリットを受けにくくいうことはござります。

免除するような特例措置を設けるとかといふ、少しきめの細かな対応といふものは考えられないのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思つます。

○岡本政府参考人 オートレースは競輪以上に売上上げの減少も大幅でございまして、先生御指摘のようになつて、競輪と同様の収支改善の一連の取り組みに向けて、競輪の場合は自振ですが、オートの場合には自振で交付金を使つた支援というものをいろいろやつてしまつておりますして、その交付金を使つた補助事業の中で、オートの場合でいえば約二分の一を、一連の収支改善のための取り組みに向けて補助金で応援をしているということで今現にやらせていただいているところでございまして、こういった面での取り組みを私どもは引き続き強化してまいりたいと考えております。

○鈴木(康)委員 時間が参りましたので、最後に一点だけ大臣にお伺いをしたいと思います。今、競輪、オートもそうですし、あるいは競馬、競艇といった公営ギャンブル自体が大きな岐路に立たされている私は思います。今後もこうした事業を継続していくことについては、なぜそれを続けていくのかという根本的な目的、何のためにこれを続けるんだというところを明らかにしておく必要があると私は思います。

確かに今、事業をやつている、そこに多くの人が働いているからそういう人たちの雇用を守らなければいけない、こういう目的もあるでしょうし、あるいは公益に資する交付金を使った事業もやめられない、あるいは自転車振興会、小型自動車振興会といったようなこうした法人も確保しておかないとかつせないといふようないろいろな事情や思惑があるわけですが、これから公営ギャンブルを継続していくためには、やはりそれ自体がどういう意義を持っているのかということを明確に

しておくる必要があると私は思います。そういう意味では、こうした競技が、もう何かちょっとと後ろめたいような、賭博というものではなくて、もう広くファン層を獲得した娯楽の一種になりますと、当然その改革の方向性というのも出てくると思います。

そういう意味では、競輪やオートレースなどの競技を今後維持发展させていくためには、例えば大胆な民営化ということも含めていろいろな抜本的な改革、視点をそこに据えればそうした改革といふものも見えてくると思うのですが、そうしたことについて大臣の御所見を最後にお伺いをしたいと思います。

○平沼国務大臣 確かに、競輪もオートレースもファンが少なくなつて売り上げも減つて、このように厳しい状況であります。そういう意味では、やはり民間のそういう手法を取り入れて努力をしていかなければいけないかと私は思います。

さはさりながら、一方、今まで実績として社会還元あるいは地方自治体、こういったところのお役に立つてきているわけですから、したがいまして、私どもとしては、まず事務の民間委託といふ手法を取り入れることが必要だと思つています。

たアイデア、手法を取り入れてやつていく、こう次々と施設者が消えていくというようなことのないように、引き続き御努力をお願い申し上げます。

○鈴木(康)委員 ゼヒ、この厳しい状況の中でござります。よろしくお願ひいたします。

大変深刻な不況がいつまでたつても続くという状況であります。そういう中で、国民の政治への関心は全く違うところに行つてしまつた。しかし、これはこれで大変大事な問題であります。実は、けさここへ出てくるまでに朝のワイドショーというのをテレビで見ておりました。テレビ朝日で、鈴木宗男君は国会議員を辞職すべき八三・四%、離党で十分九・一%、何もしなくてよかつた四・二%という数字でありました。

すさまじい国民の怒りと不信がある。しかも政と官、そして政治家とお金という、今までいろいろ議論されてきたことがこの部分で一気に吹き出したのかなという感じがするのですが、一連の今回のこういう事件をめぐる部分において、政治家として、そして官の最高責任者としてどういう御所見をお持ちか、大臣、副大臣にお尋ねをしたいと思います。

○平沼国務大臣 川端先生御指摘のように、予算委員会の審議がずっと続いておりますけれども、しかし主題的には、予算の審議よりも、むしろこういった鈴木議員の問題でありますとかあるいは外務省の問題、こういったことに終始をして、私も、国民の皆様方に大変大きな御迷惑をかけていらっしゃいます。そういう意味で、私どもは、今御指摘の政と官、そういう癒着構造を断ち切ることが国民の信頼を回復する重要なポイントだと思います。

そういう中で、私どもとしては、やはりこの問

題をおざりにしないで、しっかりとさらに真相究明をして、国民の皆様方が納得いくような回答をいわゆる政治サイドから出していかなければならぬ、私はこういう基本的な考え方を持つております。

○古屋副大臣 今大臣から答弁があつたことに尽きるわけでござりますけれども、私ども政治家としては、政と官のあり方というものをやはりしっかり我々自身が認識をして政治活動をしていく、やはり政治信頼の回復はないということを改めて私も深く認識をいたしております。

○川端委員 ありがとうございます。

今回のことにおいては、政と官のあり方というものが何よりも大切であり、そのことなくしてやはり政治信頼の回復はないということを改めて私も深く認識をいたしております。

○川端委員 ありがとうございます。

今回のことにおいては、外務省は異常な

という表現を使われたと思うのですが、そういう

部分で政治家が官の公正な執行にかなり影響を与えたということは非常に大きな問題の一つであ

る。

しかし、私、今大臣の立場、副大臣の立場でお伺いしたときに、今回の問題の中で、やはり国民

は、そういう非常に強圧的な圧力があつたとはい

え、公の立場にある、予算を執行する、あるいは

法律を執行するという立場の官が、そういう部分

に影響を受けて、本来公正であるべきものをゆが

めてしまつたという現実ですね、官のあり方とい

うものも私は非常に大きな不信の部分だというふ

うに思うのですね。納めている税金がこんなにす

べて、透明に、むちやくちやなことにどんどん

いかに圧力をかけられたとはいえ、ある意味

では、執行者としてこんなことをしていたのかと

いうことだと思うのですね。

官のあり方、特に、そこに長として、今回内閣

法の改正によって大臣、副大臣、政務官という構

造をされた部分で、こういう今までの経過の中で

こういうことが起つてきたときに、やはりその

トップの、政治家としての行政の長という責任は

大変重いという指摘をしたんだというふうに私は

思つのですが、繰り返しになりますが、いかがで

すか。

○平沼国務大臣 川端先生の御指摘のとおりだと

思いまして、そういう、政治家の不当な介入を許

して国民の信頼を損なつたということは、やはり

官の側にも大きな責任があると思います。

そういう意味で、私も大臣という経済産業省の

トップを務めさせていただいているわけであります

して、今回のことを探るに受けとめて、

やはり官の襟を正して、そういうことが起ころな

いよう本当に責任を果たしていくことが大切

だ、こういうふうに思つています。

○川端委員 それで本題に入るわけですけれど

も、いわゆる官の意思決定と、その部分での政治

家としての最高責任を持つてやるということが非

常に大きな問題であるというときに、この法案に

ついて、先ほどの鈴木議員の質問にもありました

が、四十年來の改正である、そしてかねがね、実

際にいろいろな指摘がされてきた法律であります

特に交付金というのが、平成十三年度では自転

車で三百九十三億円、小型自動車で五十三億円。

また、これをやり出してから十三年度までの累計

で、日本自転車振興会だけで一兆五千四百七十三

億円、こういうものに使つてきた。これは、まさ

に法律で定められた部分での交付金、納めている

わけですから事実上は公金である。しかし、一般

予算にかかるわけでもないし、そしてそのことで

国会の審議に中身的に基本的にはかかるわけでは

ないという部分でいうと、別に支援委員会と一緒に

いうことを言つているわけではなくて、やはり

少しちょと違うところを持つておられるという

ことがあります。

この法案の議論の経過というのは、ずっと前か

ら、先ほども議論ありましたが、ずっといろいろ

いわゆる政治家が最高の、上に立つんだという構

造をされた部分で、こういう今までの経過の中で

そういうことが起つてきたときに、やはりその

トップの、政治家としての行政の長という責任は

大変重いという指摘をしたんだというふうに私は

思つのですが、繰り返しになりますが、いかがで

すか。

○平沼国務大臣 川端先生の御指摘のとおりだと

思いまして、そういう、政治家の不当な介入を許

して国民の信頼を損なつたということは、やはり

官の側にも大きな責任があると思います。

そういう意味で、私も大臣という経済産業省の

トップを務めさせていただいているわけであります

して、今回のことを探るに受けとめて、

やはり官の襟を正して、そういうことが起ころな

いよう本当に責任を果たしていくことが大切

だ、こういうふうに思つています。

○川端委員 それで本題に入るわけですけれど

も、いわゆる官の意思決定と、その部分での政治

家としての最高責任を持つてやるということが非

常に大きな問題であるというときに、この法案に

ついて、先ほどの鈴木議員の質問にもありました

が、四十年來の改正である、そしてかねがね、実

際にいろいろな指摘がされてきた法律であります

特に交付金というのが、平成十三年度では自転

車で三百九十三億円、小型自動車で五十三億円。

また、これをやり出してから十三年度までの累計

で、日本自転車振興会だけで一兆五千四百七十三

億円、こういうものに使つてきた。これは、まさ

に法律で定められた部分での交付金、納めている

わけですから事実上は公金である。しかし、一般

予算にかかるわけでもないし、そしてそのことで

国会の審議に中身的に基本的にはかかるわけでは

ないという部分でいうと、別に支援委員会と一緒に

いうことを言つているわけではなくて、やはり

少しちょと違うところを持つておられるという

ことがあります。

この法案の議論の経過というのは、ずっと前か

ら、先ほども議論ありましたが、ずっといろいろ

いわゆる政治家が最高の、上に立つんだという構

造をされた部分で、こういう今までの経過の中で

そういうことが起つてきたときに、やはりその

トップの、政治家としての行政の長という責任は

大変重いという指摘をしたんだというふうに私は

思つのですが、繰り返しになりますが、いかがで

すか。

○平沼国務大臣 川端先生の御指摘のとおりだと

思いまして、そういう、政治家の不当な介入を許

して国民の信頼を損なつたということは、やはり

官の側にも大きな責任があると思います。

そういう意味で、私も大臣という経済産業省の

トップを務めさせていただいているわけであります

して、今回のことを探るに受けとめて、

やはり官の襟を正して、そういうことが起ころな

いよう本当に責任を果たしていくことが大切

だ、こういうふうに思つています。

○川端委員 それで本題に入るわけですけれど

も、いわゆる官の意思決定と、その部分での政治

家としての最高責任を持つてやるということが非

常に大きな問題であるというときに、この法案に

ついて、先ほどの鈴木議員の質問にもありました

が、四十年來の改正である、そしてかねがね、実

際にいろいろな指摘がされてきた法律であります

特に交付金というのが、平成十三年度では自転

車で三百九十三億円、小型自動車で五十三億円。

また、これをやり出してから十三年度までの累計

で、日本自転車振興会だけで一兆五千四百七十三

億円、こういうものに使つてきた。これは、まさ

に法律で定められた部分での交付金、納めている

わけですから事実上は公金である。しかし、一般

予算にかかるわけでもないし、そしてそのことで

国会の審議に中身的に基本的にはかかるわけでは

ないという部分でいうと、別に支援委員会と一緒に

いうことを言つているわけではなくて、やはり

少しちょと違うところを持つておられるという

ことがあります。

この法案の議論の経過というのは、ずっと前か

ら、先ほども議論ありましたが、ずっといろいろ

いわゆる政治家が最高の、上に立つんだという構

造をされた部分で、こういう今までの経過の中で

そういうことが起つてきたときに、やはりその

トップの、政治家としての行政の長という責任は

大変重いという指摘をしたんだというふうに私は

思つのですが、繰り返しになりますが、いかがで

すか。

○平沼国務大臣 川端先生の御指摘のとおりだと

思いまして、そういう、政治家の不当な介入を許

して国民の信頼を損なつたということは、やはり

官の側にも大きな責任があると思います。

そういう意味で、私も大臣という経済産業省の

トップを務めさせていただいているわけであります

して、今回のことを探るに受けとめて、

やはり官の襟を正して、そういうことが起ころな

いよう本当に責任を果たしていくことが大切

だ、こういうふうに思つています。

○川端委員 それで本題に入るわけですけれど

も、いわゆる官の意思決定と、その部分での政治

家としての最高責任を持つてやるということが非

常に大きな問題であるというときに、この法案に

ついて、先ほどの鈴木議員の質問にもありました

が、四十年來の改正である、そしてかねがね、実

際にいろいろな指摘がされてきた法律であります

特に交付金というのが、平成十三年度では自転

車で三百九十三億円、小型自動車で五十三億円。

また、これをやり出してから十三年度までの累計

で、日本自転車振興会だけで一兆五千四百七十三

億円、こういうものに使つてきた。これは、まさ

に法律で定められた部分での交付金、納めている

わけですから事実上は公金である。しかし、一般

予算にかかるわけでもないし、そしてそのことで

国会の審議に中身的に基本的にはかかるわけでは

ないという部分でいうと、別に支援委員会と一緒に

いうことを言つているわけではなくて、やはり

少しちょと違うところを持つておられるという

ことがあります。

この法案の議論の経過というのは、ずっと前か

ら、先ほども議論ありましたが、ずっといろいろ

いわゆる政治家が最高の、上に立つんだという構

造をされた部分で、こういう今までの経過の中で

そういうことが起つてきたときに、やはりその

トップの、政治家としての行政の長という責任は

大変重いという指摘をしたんだというふうに私は

思つのですが、繰り返しになりますが、いかがで

すか。

○平沼国務大臣 川端先生の御指摘のとおりだと

思いまして、そういう、政治家の不当な介入を許

して国民の信頼を損なつたということは、やはり

官の側にも大きな責任があると思います。

そういう意味で、私も大臣という経済産業省の

トップを務めさせていただいているわけであります

して、今回のことを探るに受けとめて、

やはり官の襟を正して、そういうことが起ころな

いよう本当に責任を果たしていくことが大切

だ、こういうふうに思つています。

○川端委員 それで本題に入るわけですけれど

も、いわゆる官の意思決定と、その部分での政治

家としての最高責任を持つてやるということが非

常に大きな問題であるというときに、この法案に

ついて、先ほどの鈴木議員の質問にもありました

が、四十年來の改正である、そしてかねがね、実

際にいろいろな指摘がされてきた法律であります

特に交付金というのが、平成十三年度では自転

車で三百九十三億円、小型自動車で五十三億円。

また、これをやり出してから十三年度までの累計

で、日本自転車振興会だけで一兆五千四百七十三

億円、こういうものに使つてきた。これは、まさ

に法律で定められた部分での交付金、納めている

わけですから事実上は公金である。しかし、一般

予算にかかるわけでもないし、そしてそのことで

国会の審議に中身的に基本的にはかかるわけでは

ないという部分でいうと、別に支援委員会と一緒に

いうことを言つているわけではなくて、やはり

少しちょと違うところを持つておられるという

ことがあります。

この法案の議論の経過というのは、ずっと前か

ら、先ほども議論ありましたが、ずっといろいろ

いわゆる政治家が最高の、上に立つんだという構

造をされた部分で、こういう今までの経過の中で

そういうことが起つてきたときに、やはりその

トップの、政治家としての行政の長という責任は

大変重いという指摘をしたんだというふうに私は

思つのですが、繰り返しになりますが、いかがで

すか。

○平沼国務大臣 川端先生の御指摘のとおりだと

思いまして、そういう、政治家の不当な介入を許

して国民の信頼を損なつたということは、やはり

官の側にも大きな責任があると思います。

そういう意味で、私も大臣という経済産業省の

トップを務めさせていただいているわけであります

して、今回のことを探るに受けとめて、

やはり官の襟を正して、そういうことが起ころな

いよう本当に責任を果たしていくことが大切

だ、こういうふうに思つています。

○川端委員 それで本

まいります。

ファンのためにやつていろいろ上がりがあつた部分を還元するというものなのかな?と思つていましたら、自転車競技法の第一条は、「都道府県及び市町村は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競走を行うことができる。」と。法律の建前は、そういうことをやるために自転車を行うと書いてあるんです。ファンのために自転車をやつた上りを社会還元することはどこにも書いてないんですよ。

をして十一條は、「競輪旅行者は、その行なう競
技の収益をもつて、自転車その他機械の改良及
び「云々と、こういうふうに書いてある。そして、
「日本自転車振興会は、競輪の公正かつ円滑な実
施を図るとともに、自転車その他の機械に関する
事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする」
る事業の振興に資することを目的とする。」と書
いてある。そういうものなんだなと改めて認識し
ました。

そうすると、そういう法律があつて、自転車のまさに振興を図ると。そして、加えて機械産業ですか、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他公益ということで、自転車があつて機械があつて、そして輸出とかいう産業があつて、それ以外に公益がある、こういう立て方なんだ。それで、交付金を、特に一号交付金はそういうものとして使う。それを受けた自転車振興会は、補助事業の補助方針というのを毎年お立てになつてある。法律にそういう精神があるという理念を受けて補助方針をお出しになつてある。これを、ちょっとと長いですけれどももう一回読んでみますと、機械工業と書いてある部分だけ抜きますからね。

国際競争が激化する中で、経済全体の生産性の低迷、厳しさの続く雇用情勢、エネルギー・

環境・リサイクル問題の重要性の増大等、その環境が厳しさを増す一方、情報技術（ＩＴ）革命への対応、企業の事業再構築、グローバルな合從連衡等の動きが加速化しており、経済構造改革の推進の重要性が高まっている。

こうした我が国機械工業を取り巻く環境変化に加え、平成十三年六月二十六日に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」、同年三月三十一日に閣議決定された「科学技術基本計画」、更には「産業構造改革・雇用対策本部」や「総合科学技術会議」の動向等を十分に踏まえ、

我が国の経済構造改革の推進、経済活力の向上等を実現していくため、

と書いてあるんですね。これは大臣がおっしゃることですよ。自転車振興会はこういう大上段で補助金を出しているんですよ。

さすがに気がとがめるから、「その際」と最後の三行ほど書いてあるんです。

その際、近時、競輪及びオートレースを取り巻く環境が厳しい状況にあることに鑑み、これら の活性化にも資する事業については、十分な配慮を行うものとする。

これはひっくり返っているんですね。自転車があり、機械があり、そして輸出産業がありという部分にお金を出すために競輪をやりますと。受けた方は、そういうことでやりますと書いてある。そして、具体的に補助方針といった瞬間に、もう、我が国を眺めたときの経済環境から全部こんなことになつて、こういうことでやらなければいけないと。そして最後に、競輪もオートも厳しいから、そういうことには配慮しなさいよと書いてある。何か随分変だなと思います。

それで、この中身が、それでやられている事業は、それは実に物すごいテーマをいっぱい交付しておられるんです。その個々のテーマは、まさにこの前段にあつたような、本当に日本の経済に資するいろいろな部分の研究や助成をやっておられる。それはいいんですが、私は、こういう構造で

環境・リサイクル問題の重要性の増大等、その環境が厳しさを増す一方、情報技術（ＩＴ）革命への対応、企業の事業再構築、グローバルな合從連衡等の動きが加速化しており、経済構造改革の推進の重要性が高まっている。

こうした我が国機械工業を取り巻く環境変化に加え、平成十三年六月二十六日に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」、同年三月三十一日に閣議決定された「科学技術基本計画」、更には「産業構造改革・雇用対策本部」や「総合科学技術會議の動向等を十分に踏まえ、我が国の経済構造改革の推進、経済活力の向上等を実現していくため、

と書いてあるんですね。これは大臣がおっしゃることですよ。自転車振興会はこういう大上段で補助金を出ししているんですよ。

さすがに気がとがめるから、「その際」と最後の三行ほど書いてあるんです。

その際、近時、競輪及びオートレースを取り巻く環境が厳しい状況にあることに鑑み、これらのことの活性化にも資する事業については、十分な配慮を行うものとする。

こういうもののを使うというのはいいんだろうかと。この理事長は、間違いなく経済産業大臣と同じぐらいの見識を持ち、視野を持ちながら、こういうことが要るなどということをやつておられるということなんですよ。

ところが、経済産業省は経済産業省でそういうことを見ておられるわけですよ。そして、現にいろいろな補助事業や育成事業に公金、予算をつけてしまっている。どうしてかかる必要があるのか。しかも、それを見ていくと、自転車振興なんてそのテーマに何もないじゃないかと。何もと言つたら語弊がありますね、ほとんどない。

大臣、自転車という言葉を言えば何を連想しますかと問われたら、どうですか。

○平沼国務大臣　自転車というイメージは、これは日常、生活に利用する、買い物等に利用したり、あるいは最近はスポーツということがございますから、相当精密機械的に高度な製品になつておりますけれども、幅広く人間の移動手段として相当古い歴史も形成してきましたし、人間社会の中には根づいているいわゆる交通手段としての非常に便利なそういうものだ、こういう認識を持つています。

○川端委員　私は、二つありますて、一つは、こういう団体が、こんなに幅広に、もう日本の経済をよじつて立つような部分に役に立つことを、彼らの独自に補助金をつけてやるということはやるべきでない。それだったら、もうその人が経済産業大臣をやればいい。まさに、大臣のおやりになることをこういう形でおやりになるべきではないということが一つ。

それから、本末転倒している。自転車のことを、大臣も言われましたけれども、私も自転車は大体そういうことですね、ママチャリとかね。最近であれば、電池がついて、坂を上つてビールを載せている写真がありますけれども。もう一つは、言われたように、やはりこれから、環境に優しい乗り物である、そして健康に役に立つ乗り物である。プラスのイメージはいっぱいあるんですね。

マイナスのイメージは放置自転車ですよ。どこに行つても自転車山盛り。

そして産業で言えば、自転車という部分の自転車屋さんであるとか、それから町工場も含めて、まさに中小企業のベースなんですよ。近所の自転車屋さんというのは町の中の零細企業の大半が部分ですよ。

そして、自転車競技をして交付をするときに、全国の放置自転車の対策はどうするか研究しろ、そういうことをやるんだつたら、それには補助金を上げますとか、快適な環境のために自転車にみんな乗ろう運動をしよう、そのためには自転車ロードをつくるのにはこういうバックアップをしてあげますよとかいうのが本筋にあって周りがあるんだつたらまだ許せる。何にもないと私は思いました。もう読むのが嫌になるほど資料はあります、テーマは。これが一つ。

それから、もう時間がなくなつて、もう一つは資料を配つていただいたかな。それで、この自転車振興会がいろいろなテーマに補助金を出しているんですね。これはもうたくさんあるので、たまたま見つけたのでここに抜いたんですけども、財団法人産業研究所というところに自転車振興会から助成金が出ている。その助成金を、もうお見せしませんが、こんなに、大臣、一号だけであるんですねよ、テーマがいっぱい。一番初めに、例えば光産業技術に関する調査研究の補助事業とかずっとあります、その中に、産業研究所に、一番最後のテーマのその他といふところで、非常にばくとしたテーマで助成金が出されている。

それがどういうところのかなと思つて見ましたら、この財団法人産業研究所の事業内容の中に、「事業内容としては 機械産業等の基盤に係る経済社会上の諸問題等の産業政策に係る諸問題について主として外部のシンクタンク・専門機関等を活用して調査研究を行つてゐる」と。主として外部に研究を委託することをやつてゐる事業主だ

マイナスのイメージは放置自転車ですよ。どこに行つても自転車山盛り。

そして産業で言えば、自転車という部分の自転車屋さんであるとか、それから町工場も含めて、まさに中小企業のベースなんですよ。近所の自転車屋さんというのは町の中の零細企業の大事な部分ですよ。

そして、自転車競技をして交付をするときに、全国の放置自転車の対策はどうするか研究しろ、そういうことをやるんだたら、それには補助金を上げますとか、快適な環境のために自転車にみんな乗ろう運動をしよう、そのためには自転車ロードをつくるのにはこういうバックアップをしてあげますよとかいうのが本筋にあって周りがあるんだつたらまだ許せる。何にもないと私は思いました。もう読むのが嫌になるほど資料はあります、テーマは。これが一つ。

それから、もう時間がなくなつて、もう一つは資料を配つていただきたかな。それで、この自転車振興会がいろいろなテーマに補助金を出しているんですね。これはもうたくさんあるので、たまたま見つけたのでここに抜いたんですけども、財団法人産業研究所というところに自転車振興会から助成金が出ている。その助成金を、もうお見せしませんが、こんなに、大臣、一号だけで一番最後のテーマのその他というところで、非常にあるんですよね、テーマがいっぱい。一番初めに、例えば光産業技術に関する調査研究の補助事業とかずっとありますて、その中に、産業研究所に、お見せしませんが、こんなに、大臣、一号だけでござつて、この財団法人産業研究所の事業内容の一ぱくとしたテーマで助成金が出されている。

それがどういうところのかなと思って見ましたら、この財団法人産業研究所の事業内容に、「事業内容としては、機械産業等の基盤に係る経済社会上の諸問題等の産業政策に係る諸問題について主として外部のシンクタンク・専門機関等を活用して調査研究を行つて」と。主として外部に研究を委託することをやつて、事業主だ

自転車振興会、二段目に「財團法人産業研究所補助金収入推移」というのがあります。過去十年ということで、補助金収入というので、平成三年が十八億五千九百五十四万円、平成十二年が四億二千万と、実に四分の一以下に減りましたけれども、こういうふうに載っている。これだけ助成がされている。

それで、その次の「財團法人産業研究所支出内訳」というのを見ますと、支出の事業費の中で、平成三年、十五億五千九百万円というのが補助事業。要するに、これは実際で言うと、独自の事業以外の、補助金をもらって委託研究に出すというのを九〇%以上やっている団体だということなんですよ。

しかもこれは、その下に「収入内訳」というので見ますと、例えば平成三年では、基本財産運用収入、基本財産は民間のいろいろなこういうことに関連するところがお出しになつたので、その結果で収入があつて、補助金収入があつて、雑収入がある。これがだんだん、この低金利ですから、平成十二年になると、基本財産運用収入も三分の一ぐらに減り、補助金収入は四分の一ぐらい、これは交付金ですから。運用資金取崩収入といふので、もう取り崩さないとやつていけないと。

そして、補助金は四分の一になるということです。財政規模も非常に小さく、半分ぐらいになり、人件費は全然半分にもならず、そこそこあって、伺いましたら、この人たちの、有給役員の報酬は平均一千二百万円である。関係省庁からのOBさんもたくさんおられる。そうすると、これはだんだん補助金がなくなつていつたら、何か基金だけで給料をもらつて、補助金をもらつていろいろなところへ委託する。この委託しているテーマはだれが審査しているかといつたら、実は、その部分、また百ぐらいい委託していますから、というのは、もとの振興会が、この団体がどういう委託をするのかを審査して渡しているというんですね。そうしたら、もう二重にやつているということなんです。ほとんど意味が

ないではないか。そうしたら、初めからこういうデータに出せばいい。

私は、経済産業省が本来きちっといろいろなところにやるだけでもいいと思うのに、振興会という形をつくって、経済産業大臣のかわりをやっておられて、そこから受けたところがまたかわりをやつておられる。しかも、それは実態として丸投げの中間的な組織もあるということではないのか

というふうに思いました。

もう時間が来てしまひましたので指摘はこれぐらににしておきますが、しかも、その部分で本当に成果が役に立つてあるんだろうかとか、私は、この交付金が要るのだろうかということ。そしてほかの、例えばオートレースの話がありましたけれども、第二号交付金ですといろいろなところへ、スポーツとかにやつていますね。みんなやつてあるんですね、競輪も競馬もオートレースもそれぞれに。そして、今度はtotoができた。

totoは、配分するのに第三者機関が配分決定するという、非常にオープンにしました。しかし、この振興会は中でおやりになる。そういうことで透明性がこれでいいのか。

あるいは、トータルとしていろいろ社会還元するなら、そういういろいろな事業の部分を一体化して国として運営するような仕組みがないのかどうか、あるいはそれを国庫納付という形、あるいは税という形の議論もいろいろあります。今までそういうものを含めていろいろな問題を抱えているということをきょうは申し上げたかったわけです。

そういうことの中で、大臣として、今回の法改正は法改正として、これだけいろいろな問題があり、行革審の事務局からもいろいろのやりとりがあつて、この人間が例え将来大物になるとか、株なんかでも投資ですね。しかし、これが投資につけてくると、これはギャンブルに近くなつたのですが、現在に至るまでの現状を見て、今までの総括というものがあれば聞かせてください。

○中山(義)委員 一獲千金を夢見るとか、少ないお金で大きなもうけを得ようとか、そういうのがギャンブルですわね。投資の場合にはもつと配慮があつて、この人間が例え将来大物になるとなると

くなる、こういう予測をされなければいけなかつたのですが、現在に至るまでの現状を見て、今までの総括というものがあれば聞かせてください。

○平沼国務大臣 先ほどの御答弁でもちょっと申し上げましたけれども、当初、そういう見直し

いう形でまとめが出来たわけでござります。昭和五十年代であります。しかし、それ以前、非常に日本は右肩上がりの景気上昇、そしてさらにバブル

に突入する、こういうことがございまして、確かに、こういう厳しい情勢というものを事前的に確

に予測して適切な対応をしたかどうか、こういうことになりますと、それは不十分であつたという

ことは否めないことだと私は思っています。

摘要をいただいたと思つています。

そもそも、自転車振興、こういう形でスタートしましたけれども、時代の変遷、それから社会の要望、そういったことによつてその事業内容あるいは支援内容というのがいろいろな分野にわたつたと私は思つています。

しかし、実際に今機能しているそういう個々のことについて、やはり小泉内閣というのは、抜本的に見直しながら、わかりやすい、やはりそういう新しい体制をつくつていかなきゃいけない、こういうことですから、御指摘の点も踏まえながら、私どもとしては、これは、国民の皆様方の注視の的で今小泉構造改革進んでおりますので、そ

の一環として私どももこの件は取り組んでいかなければいけない問題だ、このように思つていま

す。

○中山(義)委員 おはようございます。

○谷畠委員長 中山義活君。

○川端委員 ありがとうございます。

○中山(義)委員 おはようございました。

もう今いろいろ、交付金等についても内容についていろいろ質問がありましたので、私は、最終的にまとめをやつてみると、こういうことでござい

ますので、お聞きをいたしたいと思いますが、ま

ず大臣、大臣はギャンブル、大好きですか。

○平沼国務大臣 私は、学生時代にマージャンを覚えましたり、また、時には競馬の馬券も仲間と買つたりしております、性格的に言つて決して嫌いな方ではありません。

○中山(義)委員 一獲千金を夢見るとか、少ない

お金で大きなもうけを得ようとか、そういうのが

ギャンブルですわね。投資の場合にはもつと配慮があつて、この人間が例え将来大物になるとな

くなる、こういう予測をされなければいけなかつたのですが、現在に至るまでの現状を見て、今までの総括というものがあれば聞かせてください。

○平沼国務大臣 先ほどの御答弁でもちょっと申

し上げましたけれども、当初、そういう見直し

いう形でまとめが出来たわけでござります。昭和五

十年代であります。しかし、それ以前、非常に日本

は右肩上がりの景気上昇、そしてさらにバブル

に突入する、こういうことがございまして、確かに、こういう厳しい情勢というものを事前的に確

に予測して適切な対応をしたかどうか、こういうことになりますと、それは不十分であつたということは否めないことだと私は思っています。

したがいまして、これまでも私どもとしては、施行している自治体でござりますとか関係団体と密接に協力をしながら、両競技の売り上げ回復や、それから施行自治体の収支改善に向けた諸方策というのを取り組んできたわけであります。

具体的にはどんなことをやってきたかなどいと
競輪とオートレース界に関しては、競技の魅力を
高めるレース体系を見直そうじゃないか、これを
やらせていただきました。それから、場外券発
売や電話投票、こういったことを充実したことも
事実ですし、それから三連勝式という、そういう
方式も新投票法という形で導入をいたしました。
最近ちょっとテレビ等で皆さん方もごらんになつ
たと思いますけれども、オートレースにいたしま
しても競輪にいたしましても、テレビという媒体
を使って宣伝をしております。

それから、地方自治体の収支改善策としては、
経営コンサルタント、それからシンクタンクと連
携した経営改善マニュアルを作成したり、そ
れからコンピューター化、これは車券発売窓口、
こういったことを導入し、さらに、その導入を円
滑化するためリース支援する、こういう形をや
つてまいりました。

適切な時期に抜本的にやつたかということは、それは十分でなかつたと思いますけれども、そういう状況の中で、今申し上げたようにできる限りのことはしてきた、こういうことでござります。

○中山(義)委員 もともとギャンブルをやりたいという人たちはもうけたいということですが、よく理屈を考えてみると、初めから二五%チラ銭を取つちゃつているわけですから、実質残つたのは七五%だつたら、やつたら、結果的には、総合的に判断をすれば、負けるわけですよ。勝率からいえば七五%になるわけですか、だから、二五%は必ず損するという計算ですね。だけれども、それは国がやつて、これは世のため人のためだからということだつたわけですね。

ところが、このギャンブルを、これから施行者

にしつかりやれとハッパをかけるわけですよ。要するにもっとしつかり経営をやれと。もうそれは、場外で売つても、電話でもインターネットでも何でもやれということでしょう。ある意味では、そういうような、人間がまじめに働く、一生懸命地道にやることが一番人生にとって大事だということの逆を政府が指導していくわけですね。

だから私は、施行者がもうかつてているうちはいいんですよ、それを本当に還元しているうちは。もうからなくなつたときに、これはやめるのかやめないのかの判断を先に決めておいてもらいたい。というのは、競輪のために競輪があるのか、それとも社会のために競輪があるのか、そこはしつかり判断をしておかないと、私は、これから三年後、四年後のことについてもちょっと後でお話をしたいんですけど、これが全然利益が上ががらなくなってきたときに、それは、ギャンブルのファンがたくさんいるから、その人たちのためにぜひともやらなきやいけないんだ、こういう理念なんか、いや、利益が上がらなくなってきたら、ギャンブルは本来目的じゃないんだ、その地域社会のためにならねーんだといふ判断なのか、その辺、ちょっとお聞かせをください。

○平沼国務大臣 大変それは本質的な問題だと思います。

日本においては、公営ギャンブルという形で競輪、オートレース、さらには競艇、こういったことが根づいてきて、一定のファン層を獲得して、そして今御指摘のような、社会還元あるいは地方自治体、そういうものに対しても利してきたことは事実です。今こういう不況の中で、それからまた世代交代の中、多様化した中で非常に厳しい状況に立っていることも事実です。

したがいまして、私どもとしては、当面は、そういう実績とこれから果たす役割というものを重視してやはり最大限の努力をしていかなければならぬと思っています。そういう意味で一生懸命努力をしますけれども、しかし、これから三年後、

四年後どういう状況になるかということはまだ予測がつきません。そういう中では、やはりある意味ではこれを見直す、こういうことも視野に入れておくことは必要なことだ、委員御指摘のいろいろな観点がござりますから、そういうことを含めて必要なことだ、私はこう思っています。

○中山(義)委員 今のお話は、要するに、利益が上ががらなくて、ギャンブルのためにギャンブルがあるのではないか、というような判断でいいのですか?

○古屋副大臣 実は私も、副大臣にさせていたただきましたが、競輪場へ行つたことがなかつたのですから、現場を視察してまいりました。

そのときにも実感いたしましたのは、やはりまず一つは、コストを削減できる余地があるなど。もう一つは、やはりより魅力ある商品、商品というものは、競輪の易合は握手ですが、オートーストック

私は、やはり経営を、どんどん施行者にねじを巻いていろいろなことをやれというと、場外なんかありますね。これは必ず地域でもめているんですね。私どもの選挙区でも二回ほどありました。すよ。町内でまず多数決をとつたりして町内がもめたり、すごく今まで大きなことがありました。

それから、違うギャンブルで、千何台のとんでもないパチンコ屋さんがてきて、学校から五十メートル内外だつたのですから反対運動がすぐ起きて、やめました。これは、一つは、パチンコ屋さんの場合は、お母さんが子供をそこへ置いてそのままパチンコに行って、子供が死んじやつたとか、過去にも随分ありましたね。

場合はライダーというんですか、だと思いますけれども、これをどうやって多くの人たちに宣伝をしていくか、そうしないと車券は買つていただけないわけですので。そういう意味で、私は、このインターネットというのはある意味でいい方法ではないかなという認識は持っております。

今、大体四千万人いるんですね、インターネットをやっている人。しかし、ほとんどが若年層なんです。実は、この世界で、お客様として、利害者として層が薄いのはやはり若年層ですから、そういうところにアプローチするにはいいなといふうに、これは手段としてはいいと思っている。一方では、今委員が御指摘のように、もう何でもありでいいのかという、いわば道徳上の問題とい

きて帰る人のその道、何というか知つてありますか、オケラ街道といふんですよ。勝つ人もいれば負ける人もいるわけです。必ずこれによつて人生をだめにしちやう人もうんといふわけですよ。

まして、私どもは、電話とかインターネットを使つた場合に、その適正な年齢に行っていない人たちがそういうことをやる可能性があるし、むろインターネットは手軽にできると、もちろん相手の承認制度や何かいろいろあるんでしようけれども。やはりそういう面では、非常に、施行者にこれは利益が上がらないからだめいやないかと指導するときに、指導の仕方によつては、何でもありますから何でもありだ、こうしたことになるようなことにはならないでしようか。

それから、それに関連して、場外車券売り場についての問題も指摘されました。実は、私の地元でも、これは車券売り場じやないんですけど、場外馬券売り場というものを今から数年前に設立をいたしました。このときに、もう市民で大論争が起きました。青少年の健全育成上問題であるとか等々でございます。しかし、結果的にオープンをさせまして、今三年たっておりますけれども、そういう懸念は全くございません。むしろ、反対運動の先頭に立つておられた方がその施設を休日に有効に活用して、福祉活動であるとかサークル活動に効果的に使つていただいている、そういう現象が実は出ております。

はさせていただきました。昭和三十年代には、そういった青少年の健全育成上から問題の行為があつた、というふうに報告を受けておりますが、最近はそういうことはございません。むしろ、新橋にはスクリーンがありますので、休日にはそこで落語をやつたりとか、あるいは地方では自治会の集会に使つたりとか、あるいは囲碁クラブとか趣味の会といふのに相当積極的に活用されているようでありまして、そういった意味でも社会的に貢献をしているのかなと思っております。

一方、インターネットの方でございますけれども

人が報われると。スタートというのと同じなんですか、これは平等ですよ、ここで。だけれども、勝つ勝たないはその人の努力によるんじやないですか。私は、結果としての平等というのは反対でして、出るところの、ここの大ラインが一番大事なわけですよ。だから、強い選手が勝つのは当たり前。そういうスター選手を育てないとスポーツの社会はだめなんですね。

何でも、野球がそうですよ。昔、大臣ちょうど、青バット、赤バットなんて、川上と大下、吉い話ですね。我々の時代ですと王、長島。ああ、そんな年に年変わらなかつたですね、済みません。そうやつてスター選手がいたからそのスポーツをやるんですよ。今の中野浩一さんとかね。そういう人が出るものはいいですよ。ところが、ほかにスターがないわけですね。そこには問題点があつて、スポーツ振興とかそういう問題も相当大きな交付金の内容に入つていたんですが、その成

わかつてくると思うのですね。

そういう面では、スポーツの中でもうちよつと日本のエースを育てるような、世界のところへ行つても金メダルがとれるようなそういうことを考えなきやいけないんじやないでしようかね。何か競輪自身が話題にならないといふか、そういうもつと明るい競輪であつてほしいなと思うのですが、その辺いかがですか。

○古屋副大臣 スター選手を育てるということですけれども、私も全く同感ですね。委員は王、長島の時代だったそうですが、私もそうですが、れども、むしろ最近ではイチローとかが大変気になりますけれども、やはりそういうスター選手ができるだけで大きくそのスポーツのすそ野が広がります。

例えは、オートレースでも、数年前にS.M.A.Pの森君がオートレーサーになりました一時売り上げが上がりました。しかし、それを有効に、その森君というスター、カリスマを活用してかかる

わかつてくると思うのですね。そういう面では、スポーツの中でもうちょっと日本のエースを育てるような世紀のところへ行つても金メダルがとれるようなそういうことを考え方なきやいけないんじやないでしようかね。何か競輪自身が話題にならないというか、そういうもつと明るい競輪であつてほしいなと思うのですが、その辺いかがですか。

○古屋副大臣 スター選手を育てろということですけれども、私も全く同感ですね。委員は王、長島の時代だつたそうですがれども、私もそうですけれども、むしろ最近ではイチローとかが大変気になりますけれども、やはりそういうスター選手ができるだけで大きくそのスポーツのすそ野が広がります。

例えば、オートレースでも、数年前にS.M.A.Pの森君がオートレーサーになりました一時売り上げが上がりました。しかし、それを有効に、その森選手というスター、カリスマを活用したかというと、必ずしもそうではなくたというような反省点があろうと私は思つております。

したがいまして、やはり今後はそういうふたスター選手をいかに育て上げていくか。先ほど私が答弁申し上げましたように、競輪でもあるいはオートレースでも、最大の商品は選手でありますから、その選手を育てていく。そのためには、やはりオリンピックを初めてとする国際舞台で通用する選手を積極的に育成をしていく。最近では、中野浩一以来スターがないという御指摘でございますが、昨年ランプリを優勝しました伏見俊昭

わかつてくると思うのですね。そういう面では、スポーツの中でもうちよつと日本のエースを育てるような、世界のところへ行つても金メダルがとれるようなそういうことを考えなきやいけないんじやないでしょかね。何か競輪自身が話題にならないというか、そういうもつと明るい競輪であつてほしいなと思うのですが、その辺いかがですか。

○古屋副大臣 スター選手を育てるということですけれども、私も全く同感ですね。委員は王、長島の時代だったそうですねけれども、私もそうですけれども、むしろ最近ではイチローとかが大変気になりますけれども、やはりそういうスター選手ができるだけで大きくそのスポーツのすそ野が広がります。

例えば、オートレースでも、数年前にS.M.A.P.の森君がオートレーサーになりましたして一時売り上げが上がりました。しかし、それを有効に、その森選手というスター、カリスマを活用したかのうと、必ずしもそうではなくたというような反省点があるうと私は思つております。

したがいまして、やはり今後はそういつたスター選手をいかに育て上げていくか。先ほど私が答弁申し上げましたように、競輪でもあるいはオートレースでも、最大の商品は選手でありますから、その選手を育てていく。そのためには、やはりオリンピックを始めとする国際舞台で通用する選手を積極的に育成をしていく。最近では、中野浩一以来スターがないという御指摘でございますが、昨年グランプリを優勝しました伏見俊昭選手、これはなかなかカリスマ性のある選手でございますので、こういった選手をしっかりと育てていくといふことも私は大切だと思います。まだオートレースでも、今度は四月からイメージキャラクターとして菊川恵さんを採用させていただきまして広くファン層の拡大に努めています、こんなようなことも考えております。

いずれにいたしましても、そういうたファンを獲得するためにはスターをつくること、そして販

売チャネルをふやしていくこと、そしてまた、競輪あるいはオートレースの持つイメージをさらに高めていくこと、こういったことに相連携を取り組んでいくことが極めて重要だというふうに思っております。

○中山(義)委員 今まで言つたことは、要するに、ギャンブルのためのギャンブルは、私は、非常にこれから世の中でハッパをかけるのによくないよと。むしろ、そこにスポーツ性があるとか、やはり日本人というのはそういう文化を大切にすら、一生懸命スポーツをやる、金もうけだけではない、こういうイメージで世界に出ていくようなスポーツ選手をつくつてもらいたい。そういう面で、ギャンブルのためのギャンブルではまずいよということが一つ。

もう一つは、先ほど言いましたように、やはり何でもかんでも、とにかく場外でも電話でも何でも売ろう、金さえもうかればいいんだというような発想でやつっていくと結果的には失敗するし、私はそういうものではないと思うのですよ。ギャンブルをやる人は確かに、このギャンブルがなきやこつちをやる、結局はかけごとが好きなわけですよ。だから、日本人として、この程度はいいんだけれども、強引に、もう射幸心をあおるようなインターネットからテレビから何から、もうかけごとをやりなさいやりなさいというような形では理念がなき過ぎる、こういうことを言つているので、スポーツ性であるとか、それから、やり方には何でもありますよということを今指摘しているわけです。

もう一つ、交付金を三年間減免措置であるとか免除とか、中に事業収支改善計画とありますね。この事業収支改善計画というのは、これは赤字を負った施行者に対して交付金を免除するとかということなんですが、これは黒字のところも出させよのところもどんどんそういうものが出させて将

それからもう一つは、やはり、民間の力を導入するという意味は、競争力をつけるという意味ですね。その中では、特に選手の問題があるんですね。が、もう初めから出ても出なくとも何か年間で一千何百万保証されているとかいうのでは、やはりハングリーな気持ちは生まれないと思うんです。

を育てないとできない。
だから、この間のオリンピックだつて、見ていたけれども、みんな金メダルとれない、消しちゃいましたよ。消しちゃって国会放送の方がおもしろい、よっぽどバトルですごいじやないか、こういうことでオリンピックが消されて国会中継に移すなんという、こういう現状ですよ。スポーツがこれでは人気がないわけで、日本のスポーツ全体がやはり上がつてくることによつて競輪の意味も

来に備えておく、こういうことが必要なんじゃないですか。

それと同時に、事業収支改善計画に対しても各地方議会がそれを議決しますね。議決するときの基準というか、そういうものもちょっとここに示していただきて、内々でやるからいいわいわいでやつちやうような気もするし、それじゃまずいんじやないでしようか。やはり最終的にはちゃんとした基準でそれをやらせる、そういう判断基準を示していただきたいと思うのです。

字の団体が今四十二歳輪でもございますが、まずは、赤字はりこの收支改善にまず取り組んでいくということが私は優先だと思っております。

そういう観点から、交付金の猶予の特例に閑としての同意についての要件というものは、まず一つ目が、今申し上げましたように、事業収支が赤字であつて、当該施行者が交付金を交付することが困難な状況にあるということが一つ。二つ目に、事業収支改善計画の確実な履行によりまして事業収支が改善し、その後の交付金の安定的な交付が見込まれる、これが二つの条件でございます。

こういったものが実際に行われるかどうか、その事業収支改善計画の実現の可能性であるとか計画の実施による収支改善の見込み、特例期間終了後における施行者の収益金の確保と猶予分を含めた交付金の安定的な交付の可能性を十分に見きわめてその妥当性を判断していく、こういうことでござります。

そして、それに関連をして、経済産業省として
も何らかの指針を出すべきではないかということ
でございますけれども、まずこれにつきまして
は、施行自治体の全国団体であるいわゆる全輪協
でござりますね、これと全国小型自動車競走施行
者協議会、これが中心となりまして、施行自治体
の実情を正確に把握をするということで、そして

多くの施行者にとって有益的な先行事例であるとか事業収支改善計画のひな形となるべきもの、こ

ういつたものを、私どもも協力をいたしまして、統一的な会計基準などを取りまとめて、それを提示して参考にしていただく、こんなようなことも対応として考えていただきたいと思っております。

中山委員のお話のとおり、基準をし
かりして、なるべくわかりやすく、ああ、こうい
うことを改善していくんだなと。特に、黒字の施

行者もいはずれはこうなる可能性があるわけです。だから、同時に黒字のところも今から出せと、どういうふうに改善していくんだと、やはりしつかりした指導を赤字も黒字も同時にやつてもらいたい、私はこのように思います。

それと、大臣、景気というのは循環型に来るじゃないですか、景気が悪いときといふのは、不景気も経済にとって非常にプラスだと思うんですよ。なぜかといえば、不景気だから効率のいい経営をしなきゃいけない、新商品を生み出さなきゃいけない、新しいもの、売れるものをつくらなきゃいけない。だから、不景気のときに経済というのは発展をする素地があるわけですよ。

我々はノブルで右肩」からて「隠分の」ときはある意味では何もしなかつた。下がつてきてからみんなで知恵を絞つてやつてゐるわけでしよう。だから、やはり悪くなつたときには新たな発想とか新たな商品とか新たな発明がなされるわけですよ。だから、むしろこの悪いということを大切にしなきやいけないと我々は思うのですが、それでは大学時代に習つた経済学でそう教わつたのです。

ところが、今回のバブルの破綻以降はなかなかわからぬところがあるわけですね。でも、みんなで努力してやはり景気を上げなきゃいけない。ちょっとと株価が上がってきて、ちょっと景気がよくなつたなんて新聞に出ると、もうすぐデフレ対策もどこかへ行っちゃうような気がするので、やはりしっかりと経済基盤をつくるというこ

とが私は一番大事だ。その点で、今まで、四十年たつてやつとこれを見直ししたわけですよ。やは

○谷畠委員長 大島令子さん
○大島(令)委員 社会民主党・市民連合の大島令子でございます。

まず、大臣にお伺いします。

この改正案の、隠されたというべきか 本当の目的は何でしょうか。

○平沼國務大臣　隠されたということじゃなくて、本来の目的を申し上げたいと思います。

競輪、オートレース事業が今後とも社会還元及び地方財政に貢献していくために抜本的な構造改

革をしなければならない、それに当たりまして、これを強力に後押しする環境整備を目指すもので

あると私どもは思つております。施行自治体をこれによつて淘汰するということを目的にしていく

ものではありません。

改善計画による経営改善努力にもかかわらず収の改善が見込めない施行者については、事業撤

等に伴う交付金免除措置を設けております。こ
はあくまでも、施行者の事業収支改善計画の実

に向けた取り組みを支援して、安定的な事業体の確立に最大限努力することが前提となつてお

の確立は最大の障壁である。かく育成されまして、そうした上で、どうしても事業継続が確立される場合には、最後の手段として敵

難と半端される場合には、最後の三回車として指の円滑化措置を適用するとの考え方でござります。これらの特別措置は、直行者としての生年月日

かかる特例措置も、施行者それから従事員方々の要望を受けとめたことでございまして、

どもとしてはあくまでもこれまで一定の社会的な貢献、地方自治体に対する貢献、またファ

の方々に対するそういう御要望。そういう実がございますので、こういつたことにこたえて

く面からもやはり構造改革をし、そして今まで事業というものを継続させる、これが本来の目

○大島(令)委員 私は逆の意味に理解しております。

して、大臣も今おつしやつたように、施行自治を淘汰するというふうに、広いところから法案

見ますと読めるわけなんですね。というのは、事業から撤退する施行者に対しても、猶予した交付金を撤退費用等に充てることを認め、実質的にそれを減免することで全体の規模を縮小することにあらるのではないか。

というのは、例えばファンの減少ですか高齢化、高齢化のことに関しては先ほど古屋副大臣が、若者を呼びつけるためにインターネットですか電話投票ということをおっしゃいましたけれども、この不況の中で、一体若者に、ギャンブルにまで自分のお小遣いを充てる余裕があるのかという疑問も私は思っています。

そして、あと、今申し上げた特例措置に係る交付金の免除におきましても、三年間で構造改革を施行団体にしなさいというふうに読み取れますけれども、その三年間で果たしてできるのか、累積赤字解消が本当にできるのか。

もう一つは、その赤字解消、売り上げを上げる

にしましても、リストラしながら新たな魅力ある競輪をつくることが本当に現実的な問題として可能なのか。そうであるならば、三年間努力しても、やはり赤字解消ができなければ、売り上げの増額ができなければ、私は、結果としては、今度の法改正をしましても、撤退する施行自治体がふえるのではないか。ですから、いいところだけ残して、だめなところは、小泉さんの構造改革じゃないけれども、痛みを持つてもらおう、そういう趣旨に読み取れるわけなんです。もう一度見解を伺いま

す。

○平沼国務大臣 今大島委員からは、これは撤退を助長させるための法改正ではないかという御指摘がありましたが、先ほどの御答弁で申し上げましたとおり、撤退をする場合には、いろいろな努力をして、そして事業者、関係者が、どうしてもこれ以上できないというときにはその减免措置を講ずるということであつて、趣旨としては、あくまでも、今まで一定の社会的貢献をしてきましたし、地方自治体に対しても貢献をしてきましたし、またファンの人たちの期待にもこたえ

てきた、そういうことでありますから、私どもとしては、基本的にこれを存続する、こういう大眼で法改正をしている、こういったことを御理解いただきたいと思います。

○大島(令)委員 大臣が強くそういうことを御答弁されても、結果的に赤字が改善されない限りその交付金は払わなければいけない。猶予期間は一定期間認められましても、払われなければ、結局、地方自治体が議会の同意を得てその施行自治体の住民の税金から出すですから、やはり筋道としては撤退ということになるわけで、結局、私は、猶予する减免というのは、施行自治体に対するあらゆる意味での手切れ金のようなもの、そういうふうにも解釈できるわけなんですね。そういうことを申し上げて、次の質問に移ります。

果たして競輪事業は活性化できるのか。このすばらしい、再興に向けてという産業構造審議会の小委員会の報告書、これを見まして、私は、このとおりいつたらすばらしいだらうなというふうに思いました。十一回会議をし、中野さんという元競輪の選手とか、幅広い方々がこの小委員会のメンバーであったということも資料で拝見しました。

ここに書かれてありますのは、「お客様本位の

魅力ある競輪の実現ですか「競輪事業の経営基盤の強化・確立」とありますけれども、売り上げが

特に激減しているこのプロセスの中で、これを実施できる時間的余裕が施行自治体に本当にありますか。そしてまた構造改革ということであるならば、日本自転車振興会に対する交付金制度などの抜本的な見直し、日本自転車振興会の存続とか廃止を含めての、やはりそういうことが必要なのではないかというふうに思つております。これは政

付金の改正もその一環でございますが、会社の経営者とかあるいはビジネスコンサルタントという目から見ました場合に、粗利を一九%保証されていて、かつ現金収入、貸し倒れの心配のないビジネスということで、ビジネスのセンスから見れば十分に収支改善のめどはあるという御意見が相次ぎました。

それを実際具体化するためには、まさに今先生御指摘になりました小委員会の報告の提言にありますように、お客様にたくさん来ていただく、そういう方向に向けてのサービスとか利便を高めるための一連の取り組みということと、もう一つは、経費を見直して、削れるところは削っていくという経費の合理化のための一連の取り組み、そこには選手の賞金の見直しというようなことも当然含まれてこようかと思いますが、そういうふうな関係者の一連の取り組みというものが行われ、それとあわせて、今回御提案申し上げておりますような交付金の軽減というものが一緒になつて後押しをしていく。

それで、今回、産構審小委員会の報告の中身、あるいは御提案申し上げております別表改正、それから交付金の猶予・減免制度の導入、さらには民間への一部の業務の委託という今回御提案申し上げている内容については、施行者の方々にもお見えでござります。

こういったものを一つのきっかけにし、それから日自振等による交付金を使つた支援の面でも施行者の収支改善に向けての取り組みをさらに強化をしていく。そういうことをあわせ御勘案いただだと思っております。

いた場合に、私どもは、施行者の方々もいま一度本気になって収支の立て直しということに向けてござりますので、その方向に向けての取り組みを、今回の御提案申し上げている法律改正を契機といいたしまして、引き続き強力に支援を申し上げていきたいと考へておるところでござります。

○大島(令)委員 日本自転車振興会に対する交付金の一、二号は見直しがござりますけれども、三号の事務費は〇・三%ということで存続でござりますね。

そこで質問なんですが、現会長は、平成十一年七月一日からは副会長でした。最終官職が

特許庁長官、そして現在平成十二年七月一日か

らいわゆる任期は三年後まで会長ということです。私は、この交付金の事務費、会長さんを含めた役員とか、給与は何も痛みを受けず、ほのかのところを見直すということに非常に疑問を持っています。

そこで、現会長の、副会长を退職するときの年俸とやめるときの退職金ですか、それと、もし現会長が十五年六月三十日まで一期務めたときの退職金、それと、特許庁長官を退職されたときの年齢を聞かせてください。

○岡本政府参考人 三号交付金は振興会の事務費といふことでございますが、先生御案内のように、実際の審判の養成、選手の養成、それから車検の規格の登録、そういうた競輪のための現業的といふことでござりますが、そういう実務をやつている経費でございます。

それから、先ほどの大臣の御答弁にもございましたように、振興会自身、この間約二〇%ぐらいの経費節減に向けてのいわゆるリストラといふですか、そういうた取り組みもやってまいっているところでございます。

お尋ねの振興会会长の年俸でございますが、今年年俸は約二千五百万でございます。それから、退職金については、現行の役員退職手当規程に基づいて試算いたしますと、三年間の任期を全うした場合で約千七百万ということになろうかと思いますが、これらはいずれも現行の規程に基づくものでございますが、去る三月十五日の閣議決定、「特殊法人等の役員の給与・退職金等について」の閣議決定が行われまして、これに基づきまして、現在、関係の諸規程の見直しをしておりますので、いずれにつきましても、十四年度からはかなり大幅に減額されるということになろうかと考えております。

それから、現在の会長が特許庁長官を退職しました際の年齢は五十二歳でございました。

○大島(令)委員 一般国民から聞きますと、官僚の人は五十二歳という非常に若い年齢でこういうところに、特殊法人に天下り、私たち国会議

員の年俸と同じくらいのものを毎年いただいています。非常に責任ある仕事だから、その仕事に対する対価として妥当なのかどうか、私は仕事の中身はよくわかりませんので今言うことはできませんが、一般的には非常に高額であるなと思いますので、ぜひ特殊法人見直しの中で、今の国の財政、経済社会状況を見まして、国民が納得できるような方向で見直しをお願いしたいと思っております。

次でございますけれども、自転車競技会についてお尋ねします。

今度の改正によりまして、自転車競技会に対する交付金の上限が廃止されまして、施行者との相対契約によって委託料が決められるようになりますけれども、業務形態は変わらないのに独占的地位を利用して高額な委託料になることも懸念しております。

そこで、全国に七つある特別認可法人自転車競技会とはどういう組織なんでしょうか。組織の情報報がほとんど一般に公開されていないようですが、監督官庁の経済産業省としては問題はないと考えているのか。

二点目が、今後、競技関係事務の委託に関しまして施行者との間で不当に高額な契約が行われることを排除するために、この自転車競技会の情報公開は不可欠だと思つております。政府はどのように考へておられるのか伺いたいと思います。

○古屋副大臣 お答えをさせていただきたいと思います。

今御指摘のありました自転車競技会、全国で七つあります。これは自転車競技法十三条に基づきまして設立をされております特別認可法人でございます。

内容は、施行する自治体から正式な委託を受けまして、審判あるいは検査といった競技の公正かつ円滑な実施に不可欠な事務を行つて、こういうふうに規定をされておりまして、この自転車競技会は、事業計画そしてその收支予算を大臣の認可制をとつております。また、会長等の人事

も大臣の任命制をとつております。非常に厳しい監督のもとに置かれております。

今御指摘の、自転車競技会が不當に値段をつり上げて契約をするのではないかという懸念をお示しておられます。

ただ、万が一不当な対価のつり上げというのがござれば、むしろそういうことはないというふうに思つております。

ただ、万が一不当な対価のつり上げというのがあつた場合には、経済産業大臣が是正命令を発することができるよう今回規定を盛り込んでおるところでございます。

いたしましても、情報公開が重要だとおっしゃった場合には、経済産業大臣が是正命令を発することができるよう今回規定を盛り込んでおるところでございます。

いたしましても、情報公開が重要だとおっしゃった場合には、経済産業大臣が是正命令を発することができるよう今回規定を盛り込んでおるところでございます。

ただ、万が一不当な対価のつり上げというのがあつた場合には、経済産業大臣が是正命令を発することができるよう今回規定を盛り込んでおるところでございます。

この自転車競技会がそういうた事務を引き続き運営していくことは私は必要だというふうに認識をいたしております。

ただ、今委員御指摘のように、万が一値段が不當につり上げられるというようなことがあればこれは極めて問題でございますので、今申し上げましたように、しつかりその辺も、もし万が一そういう状況があつたら是正命令をすることができるよう今回規定を整えておりますので、そいつた御懸念はないというふうに考えております。

○大島(令)委員 万が一あつたらいなことなので取り上げさせていただいたわけです。

では次に、公営ギヤンブルの一部事務を民間委託によって何を目指しているのかということに関して質問させていただきたいと思います。

今改正によって可能となる民間への競輪関係事務の委託は、具体的にどのような方法により、どのような業者を相手として行われるのでしょか。民間委託によって施行者の事業収支の改善が図られ、民間に新たなビジネスチャンスが生まれるということは望ましい方向ではあると思います。

しかし、開かれた入札方法や契約の透明性を確保する等の手段を講じておかなければ、公営ギヤンブルをめぐる新たな利権構造が生まれることにならぬものではないでしょうか。民間への委託といつても、我が国において合法的ビジネスとしてギヤンブル経営のノウハウを持つた私人が果たしているのか。私はそのところがよくわかりませんので、政府はどういうふうに考へておられるのかお伺いしたいと思います。

○古屋副大臣 私も、去年、競輪場を視察させていただきましたが、もう一度副大臣に伺いまして、それを踏まえて今回の改正をさせていただいたわけでございますが、しかし、民間に委託するといいましても、まず基本ですね、それは地方公共団体のみが施行者となるということは変わつてお

りませんし、また、競輪場内の秩序維持等々の基本的な責任についても、これは地方公共団体が責任を負うということになってしまいます。これは不変でございます。

そういうことをしっかりと担保した上で、例えば場内の清掃であるとか、あるいはガードマンに警備を委託するとか、そしてまた、車券を販売している事務員がいらっしゃる、これは相当な数になります。一番大きなレースのときには五百人規模で必要になってしまいます。そういうことをできるだけ民間にアウトソーシングをさせるというこ

とによってコストの削減というものの、そして事業運営の効率化が図られていくと思います。

委員御指摘のように、当然のことながら、そういった民間委託に当たっては、その公平性そして透明性を確保するということはもう申し上げるまでもないことでございます。

○大島(令)委員 公営ギャンブルにその民間委託というのがなんじむのかどうか、非常に疑問に思つてゐるわけです。今副大臣が述べましたように、結局は構造改革の一つとして、そういう部分を委託することによってコストの削減、赤字解消、これも一つの構造改革でしようけれども、やはりそういうふうに私は答弁を伺いまして受けとめました。

しかし、施行自治体は、おっしゃったように、実質的にはあるわけですが経営から手を引くわけで、テラ銭だけ受け取るわけですね。そういう仕組みができ上がっていくことに対する本来の公営ギャンブルのあり方とそういうものに対しても、やはり私は危惧を感じます。

先ほど来の古屋副大臣の答弁、大臣の答弁も聞きましたが、配当率が高い、逆の言い方をすれば、的中確率の極めて低い三連単方式の勝者投票の導入とか、そういうことを言つておりますよね。これは非常に射幸心をあおるような運営に走るということが目に見えていると思います。

そして、やはりこういうギャンブルをめぐつての悲惨な出来事もたくさん日常的に起きていたるわ

けなんです。そういう社会状況の中でこの改正案を見ても出が施行されたときに、本当に心配ないのかどうか、実際に収入を私は伺いたいわけなんです。もう一度、副大臣にお願いいたします。

○古屋副大臣 今回の改正は、やはり事業運営の効率化、そして施行者である地方公共団体の負担の軽減をしていく、そしてもう一つは、やはり健全に公営競技というものに広く国民の皆さんに参画をしていただく、こういった目的がございます。

そういう意味では、例えば今委員の御指摘があつた車券の買ひ方のメニューをふやしていく、これは参画の皆さんをふやしていく一つの材料にはなると思います。一方では、それがすぐ射幸心をあおるとか、そういうことには必ずしもつながらないというふうに思つております。

いずれにいたしましても、そういう効率的な、そして弾力的な運営によつて、競輪あるいはオートレースの社会的責任である公益性、地域に対する支援、そしていろいろ各団体に対する支援、こういったものを引き続きしっかりと支援をしていきたい、こんなふうに思つております。

また、先ほど、民間がこういった公営競技に入つてきていいのかということをありますけれども、それは、基本的には、先ほども答弁で申し上げましたように、競輪場内の秩序維持のための基盤が生じた場合は、競輪の開催停止命令等を含めて厳正に対処できるということになつております。そのため、そういう御懸念もしっかりと払拭できるような体制をとつてあるということを御理解いただきたいと思います。

○大島(令)委員 赤字に悩む施行自治体は、監督官庁の天下り先への収益金の分配について不信を持つているわけですね。交付金も、パーセント、

算定基準が割合という形でこの改正案を見ても出しております。監督官庁側は、施行団体のコスト管

理、やはりそういうところに問題があるんじゃないかという批判をする。今まで保護と規制に守られた護送船団ギャンブルのきしみがここに来て出

ている。

そして、抜本的な構造改革をしようということ

で久方ぶりのこの法律の改正案だと思いますけれ

ども、この法律全体を読ませていただきまして、

やはり私も、三年後にもう一度見直すという修正案をぜひ皆さんに賛同いただいて質問を終わらせ

ていただきたいと思います。ありがとうございます。

○平沼国務大臣 お答えさせていただきます。

昨年の十二月の産業構造審議会競輪小委員会の報告書では、今後三年程度を競輪事業の改革期間として位置づけまして、収益悪化の最大の要因である開催経費の大額な削減と競輪の魅力向上への取り組みによりまして、売り上げが一兆円まで減少したとしてもおおむね四%の収支率が可能である、こういう試算が出ているところであります。

また、オートレースにつきましても、昨年十二月の小型自動車競走運営協議会報告書におきまして、同様の取り組みにより、これもおおむね二%の収支率が可能である、こういう試算が示されました。

今回の法改正におきましては、交付金制度の見直しによる施行者の負担軽減、施行者が事業収支の改善計画を策定いたしまして、構造改革に取り組む場合の交付金の特例、車券の発売等の競輪の実施に関する事務の民間活力の導入などの改正を行なうことによりまして、施行者を中心とする構造改革の取り組みを強力に推し進める、こういうことになります。

今回の法改正においては、施行者を中心とする構造改革の取り組みを強力に推し進める、こういうことになります。

したがいまして、今回の改正を契機に、関係者が一丸となつて取り組むことによりまして、私どもは、小委員会等の報告書に示された目標が達成できる、このように思つてはいるところでございます。

したがいまして、今回の改正を契機に、関係者が一丸となつて取り組むことによりまして、私どもは、小委員会等の報告書に示された目標が達成できる、このように思つてはいるところでございます。

○土田委員 この競輪、オートレース事業は、事業自体は公益を目的とするということであるわけですが、それを打開するためには、施行者である地方自治体を始めとする競輪やオートレースの関係者、そういう方々の現状打開に向けての前向きな取り組みがどうしても必要であるというこ

とは当然であると思うんです。

こういったことに関して、今度の法改正が新たな展望を開く第一歩となると期待されているわけ

でございますが、現在の深刻な状況において、今

議論を全部聞いています。この法案を読んでみて、非常に基本的なことを幾つかお尋ねをさせていただきたいと思います。

今回の改正案、競輪、オートレースの売り上げが非常に激減をしてきたというわけでございますが、これらの競輪は、その売り上げを通じて社会還元と地方財政の健全化への貢献を目的としていたわけです。その点では非常に大きな役割を果たしています。その点では非常に大きな減少とい

うことになつてると社会還元ができるわけですが、非常に大きな問題であるということになりました。また、仮に事務委託によりまして公益に反するおそれが生じた場合、こういうことはまずあり得ないと思いますけれども、万が一そういうものが生じた場合は、競輪の開催停止命令等を含めて厳正に対処できるということになつております。そのため、そういう御懸念もしっかりと払拭できるような体制をとつてあるということを御理解いただきたいと思います。

こうした競輪、オートレースの歴史始まって以

来の非常に大きな困難に直面しているわけでござ

りますが、これを打開するためには、施行者であ

る地方自治体を初めてとする競輪やオートレースの

関係者、そういう方々の現状打開に向けての前

向きな取り組みがどうしても必要であるというこ

とは当然であると思うんです。

こういったことに関して、今度の法改正が新た

な展望を開く第一歩となると期待されているわけ

でございますが、現在の深刻な状況において、今

今、大臣からおつしやいました産業構造審議会競輪小委員会の報告書には、ビジネスマインドの徹底ということが何回も出てくるわけでございまして、特に強調されているわけです。ですから、そういうことも非常に気にしているらっしゃるというか、大事なことだというふうな感じがするので、よかつたな私は思っているわけですが、こういったビジネスマインドの徹底という考え方から、今回の法改正の民間活力を導入するんだといふ決意がわかるわけでございます。

しかしながら、制度をつくても、実際にこの制度を導入していく、という施行自治体が本当に動き出さなければ実効は上がらないわけでございまして、今回の法改正によって、事業合理化に向けた民間活力は実際にどの程度進むと考えておられますでしょうか。

○岡本政府参考人 今回の民間委託につきまして施行者の方々も大変強い期待をお持ちでございまして、競輪、オートレースの経営のあり方というのをそれぞれ施行者の方々は模索されておりますので、その際に、民間ビジネスとしての経営ノウハウというものの導入を図ろうという意欲は大変強いものがあるというふうに私ども受けとめております。

他方で、実際にそれを受けていた可能性のある受託の予備軍の方でございますが、こちらにつきましては、今でも法律に基づく許可等を受けまして競走場や場外車券売り場を設置している民間の施設会社がございますが、長年、競輪、オートレースの事業運営とか競技に関する専門的な知識を蓄積したこういう施設会社の場合には、今回の改正を契機として、施行自治体から幅広い業務の委託を受けようということで具体的な検討を進めているらっしゃるところもたくさんございます。そういう両方から見まして、私ども、今回制度改正が行われました場合に、民間活力の導入というのは相当大きく進んでいくものと考えております。

それから、広報とか警備のような業務につきましては、それぞれの分野で専門の会社が多数活動しておりますので、競走場が所在する地元の広告会社、警備会社への委託を進めるなど、こちらも比較的容易に民間活力の導入が進むものと期待しているところでございます。

○土田委員 私の地元であります神奈川県には花月園という競輪場がございまして、神奈川県と横浜市と横須賀市で組合をつくりて競輪事業をやっております。全国的には自治体がみずから競輪場を所有しているというのは比較的多いようですけれども、私の地元神奈川県では、民間企業が所有して、競輪を開催する自治体に賃貸をするという形をとっているわけです。

競輪事業への民間活力という点では、これは先例事例であると言えるわけでございますが、今回の法改正で、民間企業が競輪場を所有して賃貸するだけでなく、競輪事業に関する事務についても民間企業に委託できるようになりますということなわけですね。

そういうふたることは、民間企業の活動の場が大きくなっていますが、今までに期待されるわけですが、今言いました花月園のように、既に民間活力が生きているような場所とそうでない場所とでは民間企業が担う役割も当然異なるわけですね。

○岡本政府参考人 このビジネスマインドの徹底という意味でもう一点やはり触れておきたいのが、ファンサービスの充実ですね、これがいかに重要か。前に触れましたように、産業構造審議会の報告書で、前橋や小倉のような全天候型のドーム競輪場のような施設整備、あるいは施設の徹底した美化のようなハーフ面の取り組みとともに、初心者教室の開催や選手との交流のイベント、そういうふたつのソフト面の取り組みについても触れられているわけですが、中でも私が申し上げたいのは、やはり売り上げの回復のための目玉商品としての新しい投票法の導入だと。先ほどから議論が出ておりますし、既に聞いておりますけれども、いわゆる三連勝式という高配当が期待できる投票方法を導入してはどうか。こういったことを既に導入している競艇場などでは非常に大きな効果が出ていますし、既に聞いておりますけれども、この当せん金が期待できるわけでございます。

そこで、一般的に、施設保有会社などの民間企業が施行者から事業の企画や運営を包括的に受託するという方式は今後可能になつていくのでしょうか。

そこで、一般的に、施設保有会社などの民間企業が施行者から事業の企画や運営を包括的に受託するという方式は今後可能になつていくのでしょうか。

つて三連勝式を導入して大きな効果が上がつてゐるということが言われているわけですが、新しい投票法を導入するには大きな設備投資も必要であるから競輪場ではなかなか一齊に導入しようといふ機運が生まれていないようなことを聞いております。そこで、ビジネスマインドを大きく發揮して、他方で、審判、検査等の事務を受託する自転車競技会とタイアップをして、競輪場の運営に関する事務を広く括して受託していくという形態が考えられようかと思います。

この場合、単に個々の限られた事務だけではなく、いろいろな途が開けるものと私ども期待をしております。今先生がおつしやいましたように、相当程度包括的に業務を受託して、ビジネスのセンスをその場に、その業務に反映させていただくという方途が大きく開けるものと私ども期待をしております。

したがいまして、こういった今回の改正を契機にしまして、十分にビジネスマインドの徹底を図るという競輪小委員会報告の趣旨というのも生かされてくるものというふうに考へていております。

したがいまして、こういった今回の改正を契機にしまして、十分にビジネスマインドの徹底を図るだけではなく、競輪事業に関する事務についても民間企業に委託できるようになりますということなわけです。

そこで、売り上げが低迷する中で、回復の起爆剤となることが期待される新投票方式について、今後どの程度導入が見込まれるのか、あるいはまた、この促進のために政府としてはどういったことを具体的に考へていてはいるのか、お願いいたします。

そこで、売り上げが低迷する中で、回復の起爆剤となることが期待される新投票方式について、今後どの程度導入が見込まれるのか、あるいはまた、この促進のために政府としてはどういったことを具体的に考へていてはいるのか、お願いいたします。

○岡本政府参考人 先生御指摘のとおり、新しい投票方法三連勝の導入によって、競輪、オートそれぞれ二割強売り上げがふえるという効果が現に上がつていているところでございます。

今後につきましては、十四年度に競輪で十九の競輪場において新投票法の採用が予定されております。オートにつきましても複数の施行者が今検討中でございます。

これを実際やるにつきましてはシステムの開発というものが必要になつてまいります。それから、若干の機器の導入というのも必要になつてしまいまして、そういう面につきまして、日自振あるいは日動振において、交付金を財源とする補助事業の一環として、そういうものへの支援を私どもこれからもやつていていきたいというふうに考へていてはいるところでございます。

○土田委員 競輪、オートレースが今後とも一定の売り上げを確保していくためにどうしても必要だと言われるものが、これも議論が出ておりますが、若いファン層の取り込みであるということは当然であると思うんです。

産業構造審議会の報告書によりますと、平塚競輪場の調査では、ナイター競輪の開催によって若

い世代や女性グループなどの比率が上がってきた
というふうに言われております。昼間忙しい働き
盛りの世代であっても、開催の時間が夜になれば、競輪場やオートレース場に足を運ぶことができるようになる。あるいはまた、暑い昼間よりも快適にレースを楽しむことができるという利点も当然考えられるわけでございます。

また、競輪の開催時間に束縛されることなく快適に車券をファンに買ってもらう方法として、場外車券売り場の活用が大事である、これも当然のことだと思っております。専用場外車券売り場は近年総売り上げに占めるシェアも拡大しているわけでございますが、現在では全国で三十カ所程度でしたか、設置されているというふうに聞いております。

また、新たに設置する場外車券売り場について、やはり周辺住民の反対運動が起こる場合も現実にあつたわけでございますし、中には訴訟などで発展しているところもあつたようになります。既に設置されているところにつきましては大きな問題は生じていないわけですが、これを大幅に今後ふやしていくためには、現実的には相当の困難が伴うというふうに考えるわけです。

また、時間的な束縛を超えて、むしろ、販売拠点という空間的な制約を超える道具としてやはりインターネットの活用というのは非常に大きな注目点だというふうに私も考えております。若い人に気軽に競輪やオートレースを楽しんでもらう環境づくりをすることが売り上げの回復と新たなファンにつながり、永続的な売り上げが期待できるというわけでございますが、競艇では既に去年の七月からインターネット投票を始めているわけでございますが、競輪、オートレースについてお答え願いたいと思います。

○古屋副大臣 起こります。

販売チャネルをふやす方法は、まず一つは場外車券売り場をふやすということと、それから、今

委員御指摘のインターネット等通信手段を活用していく、これは電話投票もございますけれども、こういったものが考えられると思思いますけれども、やはりインターネットをかけずに効率的に、なおかつ、今競輪、オートレースで一番弱い層と言っている若年層の皆さんにアプローチするには、やはりこのインターネット投票というのは有力な手段であるというふうに私は認識をいたしております。

したがいまして、競輪については、ことしの四月からインターネット投票の実施を予定いたしておりまして、もう一月からモニター制度をつくりまして実験をいたしておりますが、四月から本実施、目標としては、ことしじゅうに六万人ぐらいのメンバーの登録をできれば、こんなふうに思つておりますが、私は、これが定着をすれば、当初、定着するまでは多少時間がかかるかもしれません、が、定着をすれば会員の獲得というのは相当ふえていくのではないかというふうに期待をいたしております。

また、オートレースについても、早期のインターネット投票の導入に向けて今準備を進めさせていただいております。

また、これからは、いわゆる動画で、リアルタイムでインターネットに配信、ブロードバンドができてきましたので、そういうことがどんどん可能になってきます。また、パソコンだけではなくて、携帯電話、いわゆるiモード等々の機器につきましても、これからは次世代の携帯電話が出てきますので、そうしますと大容量の情報を送信することが可能になりますので、こういったことも含めて今後は充実、活用を図っていきたいというふうに考えております。

○岡本政府参考人 これは、先生御案内とのおり、一つは、施設を実際に設置運営する主体、これは多くの場合は民間の会社がおなりになるというところ、それから、実際に施設ができた場合に、そこから具体的にはふやそうとお考えなんですか。いわゆる大幅にふやしたいということはわかるのですが、大幅というのは何カ所ぐらいを想定していらっしゃるのでしよう。

○土田委員 引き続きそういう努力をしていくとおっしゃっているのですが、大体何カ所ぐらいいでございます。

○岡本政府参考人 これは、先生御案内とのおり、一つは、施設を実際に設置運営する主体、これは多くの場合は民間の会社がおなりになるというところ、それから、実際に施設ができた場合に、そこから具体的にはふやそうとお考えなんですか。いわゆる大幅にふやしたいということはわかるのですが、大幅というのは何カ所ぐらいを想定していらっしゃるのでしよう。

○土田委員 もう一点、いわゆる場外車券売り場を今後大幅にふやしていくとかいう方針であるけれども、非常に大きな困難が伴うだろうと私も思つてゐるのです。これについてはどういった、具論といいましょうか、決意を持っておられますでしょうか。

○土田委員 わかりました。ふえることを期待し

て、私ども、一つは、地元の警察との関係で、駐車に伴う交通渋滞の心配とかそういう面を初めとして、警察との関係で十分御相談申し上げるということ。それからもう一つは、地元の町内会等と車に伴う交通渋滞の心配とかそういう面を初めとして、警察との関係で十分御相談申し上げるということ。それからもう一つは、地元の町内会等と車に伴う交通渋滞の心配とかそういう面を初めとして、警察との関係で十分御相談申し上げるとい

て、私ども、一つは、地元の警察との関係で、駐車に伴う交通渋滞の心配とかそういう面を初めとして、警察との関係で十分御相談申し上げるとい

かというような期待も私もしております。

また、他方におきまして、これまでの委員の方からも何度も質問がありましたけれども、競輪、オートレースの売り上げを交付金として施行自治体から集め社会還元を行う日本自転車振興会、日本小型自動車振興会の補助事業については、補助金の配分が不透明であるというさまざま問題提起がされたわけでございます。

このように、事業全体が非常に厳しい状況にある中で、施行自治体を初めとする関係者がこのようないいきなりの透明性の確保ということが重要であると思うわけですから、これまで以上に効率的、効果的な事業の実施に配慮することはもちろんのこと、情報公開を一層広めていかなければならぬ、進めていかなきやならない、積極的な認識を抱いているということは、競輪、オートレースの健全な発展のためには決して望ましいものではないわけです。今後、その交付金収入もさらに減少していくわけですから、これまで以上に透明性の確保ということが重要であると思うわけでございます。

そこで、この振興会の補助事業の効率化、情報公開の充実等について、今後の取り組みをどう考えていらっしゃるか、具体的な御答弁をお願いいたします。

○古屋副大臣 お答えをさせていただきます。

今委員御指摘のよう、補助事業につきましては、やはり社会のニーズにしっかりと合致をして、なおかつ効率的、そして適切な補助事業が行われるということが大切でございますので、そういう観点から、日振あるいは日動振、両振興会がその補助事業の実績の評価に取り組むことによりましてそういったものをしっかりと検証していくことを

をさらに拡充させていただこうということでありまして、内部評価の充実を図っていく、これが一
点。それから、補助事業者に対しましても自己評
価を行つていただきこうということで、有識者を集
めまして、内部事業評価委員会等を設置するよう
要請を行う方針であるというふうに承知をいたし
ております。

また、こういったことがしつかり情報公開され
ていくということが大切でございますので、その
観点で、独立行政法人等の保有する情報の公開に
関する法律がござりますけれども、これに沿つた
情報公開、あるいはホームページを通じた情報提
供というのを行つてあるところでございますけ
れども、今後はさらにそれを充実いたしまして、
平成十四年度には、振興会のホームページと補助
事業団体のホームページ間に相互リンクを張つ
て簡単に閲覧をすることができる等、その利便性
の向上を図る、一層の内容の充実を図つていただき
たいというふうに思つております。

は、その両方の振興会が、補助事業の効率化、そ
して、もう一つ委員から御指摘いただきました情
報公開の充実というのも極めて重要でございます
ので、一層積極的に取り組んでいくよう指導して
まいりたい、このように思つております。

○土田委員 現下の危機的とも言えるような競
輪、オートレースの現状を開拓するためには、今
回の法改正によって早期施行を実現するだけにな
くて、この法改正の趣旨を踏まえた関係者の積極
的な取り組みがもう当然のことであるという感じ
が私もいたしております。

競輪、オートレースは、施行者や選手会、競技
会、競走会等多数の関係者の間で利害関係の調整
がなかなか難しいとか、あるいは長年の慣例に縛
られまして新しい試みに取り組んでいくのがなかなか
難しいんだという声も実態として聞いている
わけでございます。しかし現在、業界は、他のレ
ジャー産業と伍して生き残つていくにはなかなか
難しい状況にあるわけでございまして、改革の実

現が非常に待たなしだ、すぐに取りかからなき
やならないという状態にあるというふうに私も思
います。

そこで、その狭い利害を超えて改革を進めてい
くためには、この両振興会が改革の推進役として
中心的な役割を果たし、これは、経済産業省自身
もリーダーシップを發揮していくことが非常に必
要であるというふうに考えております。

今後の改革に向けて、経済産業大臣として具体
的なリーダーシップについて決意をひとつ最後に
伺いたいと思います。

○平沼国務大臣 御指摘のよう、競輪、オート
レースというのは今非常に困難な状況にあります。
す。今御議論いたしましたように、この競輪、
オートレース事業が取り組むべき課題は極めて広
範でございまして、例えば、新投票システムをい
かに導入していくか、あるいは各種経費をいかに
節減していくか、また民間の活力をどういうふう
に導入しなきゃいけないか、非常に広範にわたつ
ております。

個々の施行自治体の収支改善に向けての構造改
革というのは、当該自治体が中心となつて進めて
いたぐことが基本でありますけれども、経済産
業省としては、業界全体の構造改革を確実に推進
していくためには、日本自転車振興会及び日本小
型自動車振興会が、いわば業界のかなめとして企
画、調整の役割を担つていくことを期待しております。

しかし同時に、我が省いたしました、先ほ
ど申し上げましたように、競輪、オートレースが
歴史的に困難な時局に直面をしている、こういつ
た認識のもとに関係者の構造改革の取り組みがタ
イムリーに行われる、着実に進展するよう、両
振興会、それから施行者団体を始めとする関係者
に対して、積極的にそして小まめに指導助言を行
つていかなければならぬ、そして産業構造審議
会の意見も十分に踏まえながら、経済産業省とし
て、また担当大臣として全力でやつてまいりた
い、このように思つております。

○土田委員 ありがとうございました。

○塩川委員長 塩川鉄也君。

○塩川(鉄)委員 日本共産党の塩川鉄也です。

今回の改定のうち、施行者が日本自転車振興会

また日本小型自動車振興会に交付すべき交付金規

定の見直しというのは当然の内容であり、また、事

業からの撤退を決めた施行者の負担を軽減し、そ

の負担を日本自転車振興会などが負うものである

ので、反対するものではありません。

これらは、この間、私の住んでおります埼玉県

所沢市、また、その市議会を初めてとする全国の施

行者の自治体からの働きかけによるものであり、

遅きに失したとも言えるような段階だと思ってお

ります。また、交付金規定の見直しで施行者の手

元に残る金額は、この見直しがあったとしても、

現行と比べてもほとんど変わらないような状況も

ある、なお一層のこの面での改善の努力が求めら

れていると思います。

その上で、問題は、やはり日本自転車振興会そ
のもののあり方にもあると思います。今回の改定

では、施行者の自治体からも強い要望として出さ
れていた交付金率の引き下げは行われておりませ
んが、それはなぜなのかお聞きします。

○岡本政府参考人 私ども、制度発足当初の別表

の売り上げ区分の考え方というものは、開催規模

の大きいレースについてはより多額の交付金を交
付していただくという趣旨で今の別表というのが

できているかと思いますが、今回の法改正におい
て、この考え方はベースにしながらも、この間大
きな物価の変動もございましたので、消費者

物価指数の上昇を基本として売上高区分の見直し
を行つて、この考え方をベースにしながらも、この間大
きな物価の変動もございましたので、消費者

と約三分の一のレース開催というものが従来より
もより低い率の適用区分ということになつていいこ
うかと思いますので、両方合わせますと、今三・
四%ぐらいの両方合わせた交付金の負担率とい
うものが約3%に下がるということで、これ 자체が
施行者の方々の御要望に、必ずしも先生のおつ
しやるようの一〇〇%ではないかもしません、相
当程度こたえるものとして評価していただいてい
るものというふうに考えているものでございま
す。

○塩川(鉄)委員 平沼大臣にお尋ねいたします。

ギャンブルが特例として認められる理由とし
て、一号、二号交付金を通じての社会還元とともに
に、自治体財政への貢献の面があります。施行者
が自治体の一般会計に繰り入れるどころか、一般
会計から繰り出しをしなければいけないなどとい
うのは極めて異常な事態であり、この両方が成り
立つてこそこの法で言う特例として容認されるの
ではないか、このように思いますが、いかがでし
ょうか。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。

今回の法改正においては、今お話をあります
て、一号、二号交付金を通じての社会還元とともに
に、自治体財政への貢献の面があります。施行者
が自治体の一般会計に繰り入れるどころか、一般
会計から繰り出しをしなければいけないなどとい
うのは極めて異常な事態であり、この両方が成り
立つてこそこの法で言う特例として容認されるの
ではないか、このように思いますが、いかがでし
ょうか。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。

今回の法改正においては、今お話をあります
て、一号、二号交付金を通じての社会還元とともに
に、自治体財政への貢献の面があります。施行者
が自治体の一般会計に繰り入れるどころか、一般
会計から繰り出しをしなければいけないなどとい
うのは極めて異常な事態であり、この両方が成り
立つてこそこの法で言う特例として容認されるの
ではないか、このように思いますが、いかがでし
ょうか。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。

今回の法改正においては、今お話をあります
て、一号、二号交付金を通じての社会還元とともに
に、自治体財政への貢献の面があります。施行者
が自治体の一般会計に繰り入れるどころか、一般
会計から繰り出しをしなければいけないなどとい
うのは極めて異常な事態であり、この両方が成り
立つてこそこの法で言う特例として容認されるの
ではないか、このように思いますが、いかがでし
ょうか。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。

今回の法改正においては、今お話をあります
て、一号、二号交付金を通じての社会還元とともに
に、自治体財政への貢献の面があります。施行者
が自治体の一般会計に繰り入れるどころか、一般
会計から繰り出しをしなければいけないなどとい
うのは極めて異常な事態であり、この両方が成り
立つてこそこの法で言う特例として容認されるの
ではないか、このように思いますが、いかがでし
ょうか。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。

今回の法改正においては、今お話をあります
て、一号、二号交付金を通じての社会還元とともに
に、自治体財政への貢献の面があります。施行者
が自治体の一般会計に繰り入れるどころか、一般
会計から繰り出しをしなければいけないなどとい
うのは極めて異常な事態であり、この両方が成り
立つてこそこの法で言う特例として容認されるの
ではないか、このように思いますが、いかがでし
ょうか。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。

今回の法改正においては、今お話をあります
て、一号、二号交付金を通じての社会還元とともに
に、自治体財政への貢献の面があります。施行者
が自治体の一般会計に繰り入れるどころか、一般
会計から繰り出しをしなければいけないなどとい
うのは極めて異常な事態であり、この両方が成り
立つてこそこの法で言う特例として容認されるの
ではないか、このように思いますが、いかがでし
ょうか。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。

今回の法改正においては、今お話をあります
て、一号、二号交付金を通じての社会還元とともに
に、自治体財政への貢献の面があります。施行者
が自治体の一般会計に繰り入れるどころか、一般
会計から繰り出しをしなければいけないなどとい
うのは極めて異常な事態であり、この両方が成り
立つてこそこの法で言う特例として容認されるの
ではないか、このように思いますが、いかがでし
ょうか。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。

今回の法改正においては、今お話をあります
て、一号、二号交付金を通じての社会還元とともに
に、自治体財政への貢献の面があります。施行者
が自治体の一般会計に繰り入れるどころか、一般
会計から繰り出しをしなければいけないなどとい
うのは極めて異常な事態であり、この両方が成り
立つてこそこの法で言う特例として容認されるの
ではないか、このように思いますが、いかがでし
ょうか。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。

今回の法改正においては、今お話をあります
て、一号、二号交付金を通じての社会還元とともに
に、自治体財政への貢献の面があります。施行者
が自治体の一般会計に繰り入れるどころか、一般
会計から繰り出しをしなければいけないなどとい
うのは極めて異常な事態であり、この両方が成り
立つてこそこの法で言う特例として容認されるの
ではないか、このように思いますが、いかがでし
ょうか。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。

今回の法改正においては、今お話をあります
て、一号、二号交付金を通じての社会還元とともに
に、自治体財政への貢献の面があります。施行者
が自治体の一般会計に繰り入れるどころか、一般
会計から繰り出しをしなければいけないなどとい
うのは極めて異常な事態であり、この両方が成り
立つてこそこの法で言う特例として容認されるの
ではないか、このように思いますが、いかがでし
ょうか。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。

今回の法改正においては、今お話をあります
て、一号、二号交付金を通じての社会還元とともに
に、自治体財政への貢献の面があります。施行者
が自治体の一般会計に繰り入れるどころか、一般
会計から繰り出しをしなければいけないなどとい
うのは極めて異常な事態であり、この両方が成り
立つてこそこの法で言う特例として容認されるの
ではないか、このように思いますが、いかがでし
ょうか。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。

今回の法改正においては、今お話をあります
て、一号、二号交付金を通じての社会還元とともに
に、自治体財政への貢献の面があります。施行者
が自治体の一般会計に繰り入れるどころか、一般
会計から繰り出しをしなければいけないなどとい
うのは極めて異常な事態であり、この両方が成り
立つてこそこの法で言う特例として容認されるの
ではないか、このように思いますが、いかがでし
ょうか。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。

今回の法改正においては、今お話をあります
て、一号、二号交付金を通じての社会還元とともに
に、自治体財政への貢献の面があります。施行者
が自治体の一般会計に繰り入れるどころか、一般
会計から繰り出しをしなければいけないなどとい
うのは極めて異常な事態であり、この両方が成り
立つてこそこの法で言う特例として容認されるの
ではないか、このように思いますが、いかがでし
ょうか。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。

今回の法改正においては、今お話をあります
て、一号、二号交付金を通じての社会還元とともに
に、自治体財政への貢献の面があります。施行者
が自治体の一般会計に繰り入れるどころか、一般
会計から繰り出しをしなければいけないなどとい
うのは極めて異常な事態であり、この両方が成り
立つてこそこの法で言う特例として容認されるの
ではないか、このように思いますが、いかがでし
ょうか。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。

今回の法改正においては、今お話をあります
て、一号、二号交付金を通じての社会還元とともに
に、自治体財政への貢献の面があります。施行者
が自治体の一般会計に繰り入れるどころか、一般
会計から繰り出しをしなければいけないなどとい
うのは極めて異常な事態であり、この両方が成り
立つてこそこの法で言う特例として容認されるの
ではないか、このように思いますが、いかがでし
ょうか。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。

今回の法改正においては、今お話をあります
て、一号、二号交付金を通じての社会還元とともに
に、自治体財政への貢献の面があります。施行者
が自治体の一般会計に繰り入れるどころか、一般
会計から繰り出しをしなければいけないなどとい
うのは極めて異常な事態であり、この両方が成り
立つてこそこの法で言う特例として容認されるの
ではないか、このように思いますが、いかがでし
ょうか。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。

今回の法改正においては、今お話をあります
て、一号、二号交付金を通じての社会還元とともに
に、自治体財政への貢献の面があります。施行者
が自治体の一般会計に繰り入れるどころか、一般
会計から繰り出しをしなければいけないなどとい
うのは極めて異常な事態であり、この両方が成り
立つてこそこの法で言う特例として容認されるの
ではないか、このように思いますが、いかがでし
ょうか。

りこのような高コスト構造体質の改善を強力に進めていくことがあります。したがいまして、今御指摘の、非常に持ち出しましてはいるじゃないか、そういう厳しい状況でありますけれども、私どもとしては、今回、こういった措置でそういったところを少しでも是正するようにこういう制度改革をお願いしたところでございます。

○塩川(鉄)委員 施行者の自治体が一般会計から繰り出すということが二度と起こらないような、こういう立場での取り組みが求められているわけで、例えば、現行の公営企業金融公庫納付金は売り上げの一・二%、これを上納となつております。

その上で、施行者の自治体が大変赤字で苦しんでいるときに、日本自転車振興会はどうなのか、このことを指摘したいと思います。
資料の配付をお願いしたいのですが、平沼大臣にお尋ねします。

この資料にありますように、競輪の年間車券の売り上げと日本自転車振興会の内部留保の推移であります。売上額は、左目盛りですけれども、御承知のとおり、一九九一年度の一兆九千五百五十三億円をピークにして、二〇〇〇年度では一兆二千三百七十二億円と大きく減っております。これに対して日本自転車振興会の内部留保、注にございますが、これは一号、二号交付金に係る準備金のみを合計したものであります。これを見ますと、実線ですけれども、一九九一年度で三百二十億円、その後確かに売り上げと比例して一九九三年度では二百五十三億円と減つておりますが、その後大きく伸びて、二〇〇〇年度では四百億円を超える、こういった内部留保があるのが実態であります。

施行者が赤字で苦しむ中、日本自転車振興会には、この一号、二号交付金に限つても四百億円も

の内部留保があります。所沢市が一般会計から繰り出してまでの交付金支払いはおかしいということを拒否したのが五千万円でしたけれども、これのそれこそ一千倍近いため込みというのが現にあります。競輪やオートレース事業のソケを施されるわけです。競輪やオートレース事業のソケを施行者やあるいは従事員の方だけに押しつけるのはとんでもない話であるわけで、このような日本自動車振興会の運営のあり方こそメスを入れるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○大島副大臣 塩川先生に私から御答弁を申し上げます。

確かに、競輪の中核組織でございます日本自転車振興会は極めて重要な役割を担っております。そこで、この事業の運営の透明性、今先生も御指摘がございましたけれども、その透明性の確保や事業の効率化、そういうことの実施は大変重要な問題であると私どもも認識をいたしております。

そこで、自転車振興会におきましては、運営委員会における議論あるいは産業構造審議会車両競技分科会における審議を通じまして外部有識者の意見を広く取り入れるよう努めているとともに、累次の閣議決定等を踏まえ、財務状況や補助事業に係る補助金交付先あるいは補助金額、補助事業の内容等についてホームページを中心といたしました積極的な情報開示に努めているところでございます。

また、組織面では、平成七年度に比べまして現在では約二〇%の人員削減、これは数字でいたしまして三百人から二百四十二名に削減ということです。一方で、中小企業振興とありますけれども、これを見ますと、この一号交付金のうちで中小企業向けにはどうだけ使われているのか、いかがでしょう。○岡本政府参考人 先生の先ほどの御指摘にも一言言及させていただきます。

日自振の一号、二号の準備金といいますか、それにつきましては、補助事業の先々の安定という面と、それから当面の話としては、愛知万博に対する支援というのを日自振も考えているわけでございますが、そういったことも視野に入れながら財源の安定を図っているというところが一方でございます。

それから、一号の機械工業の振興という関係で、中小企業関係ということですが、端的には、地方の公設試における試験設備の助成というのがあるわけでございます。実は、これに限りませんで、私ども、自転車その他の機械工業の振興といふ観点で、今で申しますと、機械産業はもとより、NEDOを使うとか、いろいろな意味でITを使つた

ところでございます。そこで、経済産業省といたしましては、今後、競輪全体の構造改革を進める上で、中核的組織である日本自転車振興会においては、競輪界のかなめとして、情報公開の一層の充実による透明性のさらなる向上、また、管理経費の削減などによる事業の効率化を着実に推進してまいるようしつか

が、そういうものの一連の発展のために、いろな調査研究ということも幅広くやっておりまして、十四年度の予算ベースで見ますと、約二十億というものが、失礼しました、十三年度で二十億というものを地域と中小企業工業の事業展開でございます。

○塩川(鉄)委員 このため込みを、愛知万博と言いますけれども、皆さん、施行者は赤字なんですよ。もう苦労して一般会計から、市民の税金から繰り出してまでやっているようなときに、何で愛知万博のためにため込みなんかしているんですか。とんでもない。こういうところこそメスを入れるべきじゃないですか。そのことをまず申し述べたい。

それから、この補助金の使われ方ですけれども、私の承知している数字では、今年度の一号交付金の補助金百九十五億円のうち、中小企業向けというのはわずか十九億円です。一割にも満たない。補助金のほとんどが日本航空宇宙工業会とかいうわば大企業ですよ、大半がそういうところに流れている。

私は、この間も経済産業委員会でただしてまいりましたが、中小企業の技術開発を大いにやろうじゃないか。そのためにも予算を使うべきなんですよ。それなのに、実際に大企業に今多くの割合が占められている。大企業向け補助金というの本局の予算でもたくさんあります。NEDOからもたくさん出るじゃないですか。そういうところを見直さないで、まさにNEDOがやっているような事業とダブるようなことを日本自転車振興会が何でやる必要があるのか。こういうところにこそメスを入れるべきだ。

こういう技術開発、補助金の問題など、政府・経済産業省の責任も問われるものです。もともとこういうところを見直せば、地方自治体の赤字でさえ解消できるような規模じゃないですか。そういうところにこそ手を入れる。構造改革というのなら、日自振のこの交付金支出計画の抜本的な見

直し計画を立てさせて、これをきちっと国会に報告をさせる、こういうことも必要だと思います。それから、もう一つお尋ねしたいのが、今回の改正では、競輪やオートレース関係事務のうち、車券の発売や払戻金の交付などについての委託の業務を、自転車競技会だけではなくて、私人として民間に拡大することを可能とするものであります。そもそも公営競技は、刑法で禁止されているギャンブルを公営で行うからこそ特例として認められているわけで、この事業の根幹に当たる業務にまで民間業者の参入を許すことは、この方向が公営ギャンブルを民営化することにつながるのではないか、このように懸念するわけですが、いかがでしょうか。

○岡本政府参考人 私ども、今回の競輪に関する

業務の民間委託ということについては、先ほど来の御答弁で申し上げましたように、民間のビジネスのセンスというものを導入することによって競輪事業の効率化を図つて、ひいては収支の改善を目指すといたことで御提案申し上げているわけでござります。

一方で、委託をするにつきましても、施行者に競輪の事業のいわゆる秩序とか公正さを担保するというところにおける基本的な役割は引き続き担つていただくということで、具体的には、今現在、競技法の省令第一条で、施行者固有事務というもので掲げてございますが、競輪の開催のスケジュールの点でありますとか、場外車券売り場の設置の借り入れをどうするかとか、あるいは入場料、車券の券面額、払戻金の金額、それから選手賞金、そういう基本的なところは引き続き施行者たる自治体の方々にお願いをして、役割として規定し、その上で、車券の発売でありますとか警備の関係でありますとか、そういう事務を民間に委託できるように、それによつて事業の効率化を図れるような方途を可能にするということで今回御提案申し上げているものでございます。

○塩川(鉄)委員 この車券の発売などといふ事業の中核にかかる業務について、私人、民間に委

託をしているような公営競技がほかにあるのかお聞きしたいんですが、国土交通省にお尋ねしますが、競艇については私人に委託するということは可能でしょうか。

○安富政府参考人 モーター・ボート競走法の三条の規定がございまして、この中で、施行者は、各都道府県に設立されている社団法人であるモーターボート競走会に、競走の実施に関する事を委託することができます。民間に拡大することを可能とするため、この規定がございまして、この中で、施行者は、各都道府県に設立されている社団法人であるモーターボート競走会に、競走の実施に関する事を委託することができます。

この規定に基づきまして、現在、モーター・ボート競走会に舟券の発売事務を委託している例はございませんけれども、現在のところ、私人、民間企業に舟券の販売を委託している例はございません。

○松原政府参考人 お答えをさせていただきまます。

まず、中央競馬につきましては、競馬法施行令第三条におきまして、日本中央競馬会は、「競走の実施、勝馬投票券の発売、払戻金返還金及び特別給付金の交付並びに競馬場内及び場外設備内の取締りを自ら行わなければならない。」というふうにされておりまして、勝馬投票券の発売を私人に委託することは認められておりません。

また、地方競馬につきましては、地方競馬の主催者であります都道府県及び総務大臣の指定を受けました市町村は、競馬法第二十一条において、政令で定めることにより、他の都道府県または

これが、経済産業省がしっかりと管理監督をして、そういう御懸念のことが起こらないようになりますけれども、現在のところはしっかりと担保してやつて可能でしょうか。

つけ加えで、今まで施行者が行つてきた、先ほどお話ししただけました施行者固有の事務、競輪の開催日程や車券の券面金額を決定し、車券を作成することや払戻金の額を決定する、まさに競輪のコア中のコアの話ですけれども、こういった部の話でありますとか、そういう基本的な事務といふことで規定をいたしておりますが、今まで民間に委託することは今回の法改正で禁じられているんでしょうか。

○岡本政府参考人 今先生まさに御指摘になります。自転車競技法の施行規則第一条で施行者固有の、払戻金の算定でありますとか券面でありますとか入場料でありますとか、そういう基本的な事務は、引き続き自治体、施行者の固有の事務としてこれからも維持してもらいたいというふうに私も考えておりますし、省令を変える考えはございません。

○塩川(鉄)委員 省令事項ということです。ですから法では縛られるものではない。それこそ経済産業省の一存でいかようにもできるという話であります。

私は、この日本自転車振興会のあり方の問題について、この交付金の使い方の問題について、ついても、この交付金の使い方の問題について、その姿勢そのものが今問われているときに、私は、経済産業省にお任せするという話というのは国民の皆さん納得できないんじゃないかな、このように思うわけですね。どこまでも経済産業省の都合一つで民間委託が可能になるということであり、今回の法改正ではその歯止めがありません。いわば施行者は名義貸しをするだけで、実質、

れた形での委託になつていて、無限に私人といふところはどこもありません。それは、車券ある人は舟券、馬券そのものが公金としての性格を持つており、券そのものがギャンブル性を伴うものだからこそ厳しい制約があるわけですね。つけ加えれば、サッカーカジや宝くじ、こういったものについての取り扱いも金融機関にだけ限定をされている、これは、はつきりと法文上も金融機関と明記がされております。民間に無限に拡大しようというのはほかに例がありません。

つけ加えで、今まで施行者が行つてきた、先ほどお話ししただけました施行者固有の事務、競輪の開催日程や車券の券面金額を決定し、車券を作成することや払戻金の額を決定する、まさに競輪のコア中のコアの話ですけれども、こういった部の話でありますとか、そういう基本的な事務といふことで規定をいたしておりますが、今まで民間に委託することは今回の法改正で禁じられているんでしょうか。

○塩川(鉄)委員 紹介もされております産構審の競輪小委員会の報告、この中では、競輪事業の現場運営について、自治体の「大半の職員は競輪事業の経験に乏しい。」ギャンブルであり、ビジネスでもある競輪事業には、他部局での経験が活かしくない」と指摘をして、この施行者の業務に対し、「外部専門家の登用と広範な権限の付与」を強調しております。今指摘した方向が具体的に競輪小委員会で進めようとする流れと重なるんじやありませんか。

この間、いろいろな競輪施行者や地元自治体の関係者の方にお話を伺いました。取手競輪の施行者協議会がまとめた取手競輪事業中・長期計画策定委員会報告書、おととしの三月ですけれども、「競輪場の地域開放」の取り組みとして、「市内や近隣の幼稚園、保育園の子供たちが集う場に、敷地の一部を使ってもらうなど、幼いうちから競輪場に接する機会を設けることが大切である」、こういう報告書ですよ。幼稚園児は車券を買うことができるんでしょうか。未成年に、ギャンブルに親しむような、これを促進するようなことがこの報告書にうたわれている。

私は、収益追求の民間委託の方向というのは、このような市民の皆さん感情と相入れないような不健全性を一層拡大することになりかねない

い、未成年者への車券の発売や射幸心を一層あおることになりかねない、このように思いますが

れども、改めて大臣、いかがでしょうか。

○平沼国務大臣 御指摘の点は、やはり、そういうものが野放しになっていたずらに幼児のときから、射幸心をあおるようそういう場所に出入りしやすいというようなことは私は望ましくないと思っています。ですから、経済産業省といたしましては、そういったことにならないように、やはりそのところはしっかりと指導を徹底をしなければならない、そういうふうに思っています。

○塩川(鉄)委員 施行者がもし赤字となつた場合の交付金猶予措置の前提となる事業収支改善計画にはどんな項目が盛り込まれるんでしょうか。

○岡本政府参考人 事業収支改善計画におきましては、直近の収支及び特例期間中の収支見通し、それから、収支の改善に係る基本方針及び具体的な措置、当該措置による収支改善の効果、それから、特例期間終了後最初の特例期限到来までの事業収支の見通し、こういったことを定めることを想定しております。

このうち、収支改善のための措置としては、大きく分けて、売り上げをふやす方向での方策と、それから経費の削減に関する方策と二つを定めるなどを想定しております。各施行者がそれぞれの実情に応じて自律的にいろいろな創意工夫を凝らすことが適當というふうに考えておるものでございます。

○塩川(鉄)委員 重ねてお伺いしますが、そうしますと、売り上げ改善策や経費節減策では、さるに民間、私人の参入を促すという方向も当然どちらか、また、売り上げ改善策では、多様なチャネルでの車券発行などで場外車券場も推進をする、こういう方向が重なるんじやありませんか。

○岡本政府参考人 私ども、事業の効率化のため施行者において民間委託を今度の制度改革を受けてやつていくということでは、それは一つの望ましい方向だと考えておりますし、それから、お客様をよりふやす、あるいは車券の発売をふやす

ということで、三連勝の導入でありますとか、あるいはナイターでありますとかインターネットで投票でありますとか、そういった取り組みをされ、あるいは場外車券売り場の設置ということについても、施設会社と同時に、施行者の方々が

いうこともこれからも売り上げ増加を図る一つの方策だと考えております。

○塩川(鉄)委員 私は、この事業収支改善計画をてこに、政府・経済産業省が自治体に対してより一層の民間参入という形、あるいは一層のリストラを押しつける、民間活力の名のもとに違法な民営ギャンブル化の道を開くにつながるのではないか、競輪業務への民間参入を認めるべきではない、このように思います。

その上で、場外車券場の問題について最後にお尋ねしますが、オートレースの場外車券場の設置については、これまで法律上の規定がないにもかかわらず、省令による承認で設置を認めてきたこと 자체が問題だったわけです。

全国で、場外車券場の設置をめぐって地域住民からの苦情や反対運動が起こっております。大分県日田市が、同市内に計画された別府競輪の場外車券場に対し、地元自治体の同意を必要とせずに設置許可ができる仕組みとなっている自転車競技法四条は、地方自治の本旨を定めた憲法九十二条に違反するとして、設置許可の無効と取り消しを求める行政訴訟を起こしております。

こういう問題が起こっているにもかかわらず、意向を反映する仕組みがないままの現行制度は問題だと思います。場外車券場の新設に当たっては、周辺住民の同意及び当該市町村長の同意を要件とすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○岡本政府参考人 場外車券売り場の設置について、私ども、現状において大きな問題を起こしているというケースはないと考えております。

それから、場外車券売り場の設置につきまし

て、風紀の乱れとか青少年に対する悪影響、あるいは違法駐車問題というのがござりますので、警察との関係で連絡を密にして調整をすることとともに指導をいたしておりますし、それから、地元との関係では、もう一つ、地域社会の理解を得て円滑に設置されるということが望ましいわけ

でございますので、こういう観点から、警察、消防と加えまして、地元の自治会等との調整を誠実に行なうようにということで指導をいたしております。

また、入り口等にガードマンを配置して、未成年者が入場できないようなそういう制限措置を講ずるとか、あるいは、休業日に施設を地域の方々に開放するというようなことについても、場外車券売り場についても指導をいたしているところでございますが、いずれにしましても、今後とも、私ども適切な指導ということで努めてまいりたいと考えております。

○塩川(鉄)委員 終わります。

○谷畑委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

午後零時十五分に委員会を再開することとし、午後零時二分休憩

午後零時十五分開議
○谷畑委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
内閣提出、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案につきましては、先ほど質疑を終局いたしております。

〔本号末尾に掲載〕

○大森委員 私は、日本共産党を代表して、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案に対する修正案について、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

修正案の第一は、業務委託の対象から私人を削除するものです。

そもそも公営ギャンブルは、刑法の賭博罪、富くじ罪の特例として行われているもので、競馬、競艇など他の公営ギャンブルでは、業務の委託先を厳しく限定しており、私人への委託を認めていません。サッカーユニオンや宝くじにおいても、業務の委託先は金融機関に限定されています。

両修正案について、提出者より順次趣旨の説明を求めます。鈴木康友君。

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

法案では、車券発売や払戻金の支払い等、これまで施行者みずから、もしくは自転車競技会または小型自動車競走会に限られていたいわばギャンブル事業の根幹に当たる業務を何ら制約なく私人にまで委託できるとしています。これでは、売り上げを上げるために射幸心をあおるような販売方法が広まり、既に問題となつているような青少年に対する重大な悪影響がさらに助長され、ギャンブルの害悪を一層強めることになります。

修正案の第二は、場外車券場の設置許可に当たって、関係市町村長の意見を聞くこと及び公聴会を開催して周辺の地域住民等の意見を聞くことを要件とするものです。

これまでも、公営ギャンブルの場外券売り場の設置に対しては、住環境の悪化や青少年への悪影響等の心配の声が強く寄せられていましたが、近年、民間事業者による設置が増加し、全国各地で場外券売り場の設置をめぐるトラブルが頻発しています。さらに、昨年三月には、大分県日田市が経済産業省を訴えるという事態まで引き起こしています。

このような状況からも、場外券売り場の設置に当たっては、地域住民の意向を反映させる仕組みが不可欠であると考えます。

委員各位が御賛同くださることを期待して、私の提案理由説明といたします。

○谷畑委員長 以上で両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○塙川委員長 これより原案及びこれに対する両修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。塙川鉄也君。

○塙川(鉄)委員 私は、日本共産党を代表して、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案に対する反対の討論を行います。

反対理由の第一は、本法案が競輪やオートレースの車券の発売や払戻金の支払いなど、ギャンブル事業の根幹に当たる業務を何ら制約なく民間事

業者にまで拡大しようとしていることです。

これでは、売り上げを上げるためにいたずらに射幸心をあおるような販売方法が広まり、既に問題となつてているような青少年に対する重大な悪影響がさらに助長されます。ギャンブルの害悪を一層強めるもので到底認めることはできません。

反対理由の第二は、オートレースの場外車券場の設置について、地域住民の意思を反映する仕組みがないまま法定化しようとしていることです。

全国各地で公営ギャンブルの場外券売り場の設置をめぐるトラブルが頻発しています。競輪については、一九九三年にそれまで添付を求めていた地元自治体の同意書を必要としなくなつたことから民間事業者による設置が増加しています。住環境の悪化や青少年への悪影響等の心配の声が強く寄せられ、昨年三月には、大分県日田市が経済産業省を訴えるという事態まで起っています。

場外券売り場の設置に当たっては、地域住民の意向を反映させる仕組みが不可欠であり、その仕組みが全くないまでの法定化には反対です。

なお、施行者が日自振、日動振に交付すべき交換、撤退のルールづくりに係る部分は、事業からの撤退を決めた施行者の負担を軽減し、その負担を日自振が負うものであるので反対するものではありません。

施行者が收支悪化に苦しむ中、日自振には五百億円を超える内部留保があり、日自振の補助事業メスを入れるべきです。

○谷畑委員長 これは、日本共産党を代表して、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案に対する反対の討論を行います。

○谷畑委員長 御異議なしと認めます。よって、

○谷畑委員長 以上で両修正案の趣旨の説明は終りました。

○谷畑委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案及びこれに対する両修正案について採決いたします。

○谷畑委員長 本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○谷畑委員長 起立少數。よって、大森猛君外一

名提出の修正案は否決されました。

次に、伊藤達也君外六名提出の修正案について採決いたします。

○谷畑委員長 本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○谷畑委員長 起立多數。よって、本案は修正議

決すべきものと決しました。

○谷畑委員長 お諮りいたします。

○谷畑委員長 これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○谷畑委員長 起立多數。よって、本案は修正議

決すべきものと決しました。

○谷畑委員長 お諮りいたします。

○谷畑委員長 これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○谷畑委員長 起立多數。よって、本案は修正議

決すべきものと決しました。

○谷畑委員長 お諮りいたします。

○谷畑委員長 これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○谷畑委員長 起立多數。よって、本案は修正議

決すべきものと決しました。

○谷畑委員長 お諮りいたします。

○谷畑委員長 これに賛成の諸君の起立求めま

せます。

た。

○谷畑委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案及びこれに対する両修正案について採決いたします。

○谷畑委員長 本号末尾に掲載

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

○平沼国務大臣 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近時、電子メールによる一方的な商業広告の送りつけ問題が急速に社会問題化し、早急な対応が求められています。このため、商取引の公正及び消費者保護の強化を図る観点から、特定商取引に関する法律により、所要の対応を行うことが必要不可欠であります。

政府といたしましては、こうした状況にかんがみ、現行の特定商取引に関する法律のもとで省令改正を行い、通信販売等の広告について、通信販売事業者等の電子メールアドレスの表示、商業広告である旨の表示等の新たな表示義務を本年二月から追加したところであります。さらには本問題への十全な対応を図るため、本法律案を提案することとした次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

この改正におきましては、第一に、消費者が電子メールによる商業広告の受け取りを希望しない旨の連絡を通信販売事業者等に行つた場合には、その消費者に対する商業広告の再送信を禁止することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び要旨でござい

ます。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいま

すようよろしくお願いを申し上げます。

○谷畑委員長 これにて趣旨の説明は終わりま

した。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし

ます。

○谷畑委員長 これにて趣旨の説明を聴取いたしました。平沼経

済産業大臣。

〔報告書は附録に掲載〕

○谷畑委員長 次に、本日付託になりました内閣

提出、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○谷畑委員長 これにて趣旨の説明を聴取いたしました。

○谷畑委員長 これより趣旨の説明を聴取いたしました。

○谷畑委員長 これにて趣旨の説明を終局いたしました。

○谷畑委員長 これにて趣旨の説明を聴取いたしました。

○谷畑委員長 これにて趣旨の説明を終局いたしました。

○谷畑委員長 これにて趣旨の説明を聴取いたしました。

○谷畑委員長 これにて趣旨の説明を終局いたしました。

じて広告をするとき、その他の経済産業省令で定めるときを除く。)は、経済産業省令で定めることにより、当該広告に、その相手が当該広告に係る業務提供誘引販売業を行う者から電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思を表示するための方法を表示しなければならない。

第五十四条の次に次の一条を加える。

(電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思の表示を受けている者に対する提供の禁止)

第五十四条の二 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について電磁的方法により広告をする場合において、その相手方から第五十三条第二項の規定により電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思の表示を受けているときは、その者に対し、電磁的方法による広告の提供を行つてはならない。

第七十二条第五号中「第三十五条又は第五十三条」を「第三十五条第一項又は第五十三条第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行後の情報技術を活用した商取引に関する事情、特定商取引における電磁的方法による広告の提供の状況等を踏まえ、この法律による改正後の特定商取引に関する法律の規定に基づく電磁的方法による広告に対する措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

これらの特定商取引における取引の公正及び購入者等の利益の保護を更に図るため、その提供を受けることを希望しない旨の意思を表示した者に対する電磁的方法による広告の提供の禁止等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通信販売等の特定商取引において電磁的方法に
理由

平成十四年三月十九日印刷

平成十四年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

K